

聖隷クリストファー大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2023 年度大学評価の結果、聖隷クリストファー大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2024 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

聖隷クリストファー大学は、「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉と教育・保育に寄与すること」を理念・目的に掲げている。また、建学の精神と大学の理念・目的を達成するため中長期事業計画「未来創造躍進プラン」を策定し、教育研究の充実に向けて取り組んでいくことを明らかにしている。

内部質保証については、「内部質保証のための全学的な方針」を定め、内部質保証の推進に責任を負う組織として「部長会」、自己点検・評価を担う組織として学部に「学部自己点検・評価委員会」、研究科に研究科委員会、学部、研究科等の点検・評価をとりまとめ、改善課題を「部長会」に上程する「自己点検・評価運営委員会」を設置している。しかし、「部長会」「自己点検・評価運営委員会」の主要な構成員に重複が見られるため、点検・評価の信頼性・妥当性を担保する方法について検討する必要がある。例えば、内部質保証の推進に責任を負う「部長会」では、「自己点検・評価運営委員会」の提案内容を承認するにとどまっており、方針に示す役割を十分に果たしていないため、内部質保証における各組織の役割を整理し、機能的な内部質保証体制を整備するよう、改善が求められる。また、学外者による評価の規程も未整備であるなどの諸課題が見受けられる点も課題である。さらに、本協会の「大学基準」の視点から点検・評価ツールを作成し点検・評価を行っているが、点検・評価ツールには評価の視点としての評価項目を明示しているものの、大学の理念や目的に沿った具体的な点検・評価の基準を設けていない。また、自己点検・評価の公表については『自己点検・評価報告書』及び「中長期事業計画及び年度事業計画」の点検・評価の結果のみを公表するにとどまっているため、他の点検・評価ツールの評価結果についても適切に公表することが望まれる。

教育については、学部・研究科では、建学の精神、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に

教育課程を編成している。特に学生の自律学習を促し創造性を養うため、「地域実践アクティブラーニング」「国際支援アクティブラーニング」を全学部の共通科目として開設し、教員が行う実践的活動に学生が参加し、地域の課題解決に向けた取り組みのなかで主体的に学ぶ機会を設けていることは特長といえる。

また、建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、地域に貢献し、国際社会においても活躍できる専門職を育成することを理念としていることから、地域への社会貢献活動を重視しており、自治体と大学が協定を締結し、社会連携・地域貢献事業を「地域連携推進センター」と教務部が連携しながら運営している。例えば、「浜松市と大学との連携事業～大学生による講座」を計画的に展開しており、この講座の実施は学生と教員がともに地域貢献を行う機会であるとともに、学生の企画力や協働、実践力向上につながっていることから優れた取り組みといえる。

一方で、改善すべき課題がいくつか見受けられる。まず、研究科について、各科目のシラバスを毎年度作成し研究科長が教育内容を確認しているとしているが、点検項目を明示しておらず、教育課程の編成・実施方針においても教育内容・方法と学習成果の評価内容を明文化していない。また、学部において、一定以上のGPAの水準を満たしている場合、やむを得ない事由がある場合や教職に関わる科目を履修している場合は、上限を超えて履修登録を可能としているが、単位の実質化に係る措置を明確化しておらず改善が求められる。くわえて、入学定員に対する入学者数比率について、社会福祉学部が低く、リハビリテーション学部理学療法学科が高いなど差が見られるため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。さらに、社会福祉学研究科博士前期課程の在籍学生数比率が低いため、定員管理を徹底するよう改善が求められる。

今後は、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、より一層、特色ある取り組みを伸長させ、諸課題の改善につなげることを期待する。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

学校法人聖隷学園（以下、「学園」という。）の建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」を踏まえて、大学の理念・目的を「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉と教育・保育に寄与すること」と設定している。

大学の理念・目的に基づいて、学部・研究科ごとに教育目的及び教育目標を定め

ている。一例として、看護学部は、教育目的を「人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供するために、進歩する看護専門分野及び関連諸学の知識と技能を統合し、多職種連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できる看護学分野の指導的人材として労を厭わぬ実践ができる看護専門職者を育成することを目的とする」と定めている。また、教育目標として、人間性の涵養、人間理解、基礎知識を体系的に修得する能力、看護に関する基本的な知識、理論、技能、看護学を探究する能力等を明示している。

また、研究科においては、例えば、リハビリテーション科学研究科博士前期課程では、倫理観を身につけ、深い学識を持った高度専門職業人を育成すること、看護学研究科博士後期課程では、看護学について自立して研究活動を行う優れた専門性と人間性、創造性、応用力を持つ高度専門職業人を育成することを教育目的として定めており、そのうえでそれぞれ教育目標を明示している。なお、学部・研究科ともに教育目的には建学の精神を基盤とすることを明記しており、大学の理念・目的との連関性が認められる。

このように、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的も概ね適切に設定しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的は、聖隷クリストファー大学学則（以下、「学則」という。）に定めており、学部・研究科の目的は、「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則」に明示している。理念・目的、各学部・研究科の教育目的・教育目標は、学部・研究科の各履修要項に掲載して学生に周知を図るとともに、ホームページ、パンフレットにも掲載し公表している。

教職員に対しては、入職時のオリエンテーションや毎年、全教職員を対象として実施する教職員夏期研修会における研修プログラムを通じて理念・目的の理解と浸透を図っている。また、新任教職員には授業科目「聖隷の理念と歴史」の聴講を許可することで、学生と同じ目線で理念について学ぶ機会を提供している。そのほか、「建学の精神に基づく教育とは」をテーマとした全学を対象とするファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）研修を行っている。くわえて、建学の精神に基づく教育のあり方についての講話を行っている。さらに、2022年度から看護学部で開設した「聖隷看護基盤実習」を題材に、その概要や学生・教員の体験や学びの紹介を通じて、「建学の精神に基づく教育の在り方や方法」について、教員同士が学部を超えて一緒に考え、論議できる機会を設定している。

聖隷クリストファー大学

学生に対しては、学部の必修科目である「聖隷の理念と歴史」と「キリスト教概論」において、学園理事長、大学学長をはじめとする学園関係者や聖隷グループ関係者から直接話を聞く機会を設け、理念・目的等について理解を促している。

学生の保護者に対しては、各学部が実施する教育懇談会において、学部の教育目的を説明するなど、各学部の教育について理解を得るための取り組みを行っている。また、「聖隷歴史資料館」を見学するプログラムを設け、聖隷の歴史と精神を伝えている。なお、「聖隷歴史資料館」は平日には一般公開しており、聖隷の歴史と精神に関する展示を行っている。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示するとともに、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2016年度に「部長会」において中・長期事業計画「未来創造躍進プラン」を策定し、2017年度より計画を推進している。

「未来創造躍進プラン」では、「保健医療福祉・教育の未来を創造する教育・研究・実践のフロンティア大学」を目指すことをビジョンとして掲げ、ミッションステートメントとして、建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づく大学運営・教育研究活動、豊かな人間性と倫理観を備えた専門職の育成、保健医療福祉・教育の発展に資する人材の育成、共生社会の実現や国際的な貢献等を柱とする7項目を明示している。このミッションステートメントに基づき、計画開始から10年先を見据えた長期目標と、5年先を見据えた中期計画を設定している。

中期計画は「教育」「研究」「学生支援」「就職・キャリア支援」「地域連携」「国際化」「学生募集」「基盤整備」の8種のカテゴリーで構成しており、学部・研究科及び全学組織は、中期計画と当該年度事業計画の達成度の評価結果を踏まえて翌年度の単年度事業計画を策定している。

「未来創造躍進プラン」及び単年度事業計画の策定においては、財政面の担保として学園の中・長期経営計画を前提としつつ、社会の動向・高等教育機関を取り巻く状況及び第2期大学評価（認証評価）での改善勧告を踏まえており、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

大学の理念・目的の実現を目的として、内部質保証システムを適切に機能させる

ために「内部質保証のための全学的な方針」を定め、内部質保証に関する基本的な考え方や、内部質保証を推進するための組織・体制、システムについて明示している。

同方針では、内部質保証の基本的な考え方として、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証」することを示している。

また、同方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「部長会」を置き、「聖隷クリストファー大学部長会規程」において、内部質保証の基本方針の策定、推進に関する事項を所掌することを定めている。

内部質保証の手続は、「聖隷クリストファー大学内部質保証体制図」（以下、「内部質保証体制図」という。）に明示しており、学長が「部長会」を通じて「自己点検・評価運営委員会」に自己点検・評価の実施を指示し、同委員会は「学部自己点検・評価委員会」、研究科委員会及び全学組織に自己点検・評価の実施を依頼することになっている。「学部自己点検・評価委員会」、研究科委員会及び全学組織は点検・評価ツールを用いて、自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価運営委員会」に報告する。報告を受けた「自己点検・評価運営委員会」は全学的観点からその内容を評価し、改善課題を「部長会」に上程することになっている。このほか、自己点検・評価の適切性を検証するため、「自己点検・評価運営委員会」は学外者からの意見聴取の機会を設けている。

内部質保証方針や、同方針を図示化した「内部質保証体制図」をホームページにて公表し、学内外に周知を図っている。ただし、点検・評価に基づく改善のための支援を担う組織について、実態と「内部質保証体制図」に異なる点が見受けられるため、内部質保証体制における各組織の役割を整理し、実態に基づいた「内部質保証体制図」を作成し、公表することが望まれる。

以上のことから、内部質保証に関する全学的な方針及び手続を概ね明示していると判断できる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証のための全学的な方針」及び「聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程」（以下、「内部質保証規程」という。）及び「聖隷クリストファー大学部長会規程」に基づき、「部長会」を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置づけ、その役割を「内部質保証規程」において、「各組織の点検・評価結果を全学的観点から検証し、助言や支援を行うとともに、改善を指示するものとする」と規定している。「部長会」は、学長を議長とし、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、大学総務部長、統括センター長、入試・広報センタ

聖隷クリストファー大学

一長、教務事務センター長、学生サービスセンター長及びキャリア支援センター長により構成している。

また、自己点検・評価活動の推進・発展を図るため、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」においてその役割を、「自己点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関すること」「自己点検・評価の結果のとりまとめに関すること」「自己点検・評価結果の公表に関すること」「自己点検・評価結果に基づく改善・改革の推進に関すること」「自己点検・評価報告書のとりまとめに関すること」などを行うこととしている。同委員会は、学長を委員長とし、学部長、研究科長、教務部長、就職部長、学生部長、図書館長、地域連携推進センター長、総務部長、統括センター長、各学部の自己点検・評価委員長、その他学長が認める教職員により構成している。

さらに、同運営委員会の方針に基づき自己点検・評価を実施するため、「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」において、各学部に教授会に附属する「学部自己点検・評価委員会」を設置し、学部長と連携・協力して点検・評価を進めることとしている。また、各研究科では研究科委員会が自己点検・評価を実施することとしている。学部・研究科以外の全学組織では、「教務運営会議」「学生支援協議会」「就職支援協議会」「図書館運営会議」「グローバル教育推進センター運営会議」「情報化推進委員会」「地域連携推進センター」「入試・広報センター運営会議」及び総務部が点検・評価を行っている。

「自己点検・評価運営委員会」は、各学部、研究科及び全学組織が点検・評価した結果を全学的観点から点検・評価し、学長を議長とする「部長会」に上程し、「部長会」では、評価結果の確認及び改善方針を審議・決定することとなっている。しかし、「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」では、「自己点検・評価運営委員会」は自己点検・評価の結果を「部長会」ではなく、理事会に報告すると定めており、「部長会」に点検・評価結果を上程することについては明文化されていない。また、点検・評価結果をとりまとめ、課題を抽出するとともに対応案を検討する「自己点検・評価運営委員会」と課題の精査と対応案を決定する「部長会」について主要な構成員の重複が見られるため、それぞれの組織の役割の違いを運用上も明確にすることを含め、内部質保証体制の信頼性、妥当性を担保する方法について検討が求められる。

上記のとおり、内部質保証システムに係る各組織の役割を適切かつ明確に整理し、これまでの実態との整合性を検証したうえで、効率的かつ実質的な内部質保証体制を整備するよう、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

2023年に3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け

聖隷クリストファー大学

入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定するための基本方針として、「聖隷クリストファー大学3つの方針策定の基本方針」を定めており、これに基づき、建学の精神、大学・研究科の目的を踏まえて、方針相互の関連性、一貫性、整合性に配慮して3つの方針を策定している。

内部質保証活動は、「内部質保証年間計画表」に基づき、①中長期事業計画及び年度事業計画、②アニュアルレポート、③評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）、④教育研究活動年間計画表（様式2）、⑤教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）、⑥学外者の点検・評価、意見の6つの点検・評価ツールを用いて行っている。

具体的には、学部の自己点検・評価は、各学部長と各学部の「学部自己点検・評価委員会」が、研究科の自己点検・評価は研究科委員会がそれぞれ「教育研究活動年間計画表（様式2）」において、入試・学生募集、教育、国際交流、国家試験等、9項目の数値目標と目標達成のための具体的行動計画を設定し、計画の進捗確認と課題の確認を行っている。また、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」では、本協会の定める大学基準の点検・評価項目に対して、評価部門をそれぞれ定め、点検・評価結果と改善課題との対応を明確にしている。ただし、各点検・評価ツールに具体的な基準や評価の指標を示していないため、更に分かりやすい評価を実施するための詳細な基準を策定することが望ましい。

2022年には「看護学研究科、社会福祉学研究科において、博士前期課程と後期課程で学生のAPが同じ内容であるため、再検討を要する」と「部長会」において改善事項が出されたことを受けて、各研究科委員会で検討を行い、2023年には看護学研究科、社会福祉学研究科において、それぞれの博士前期課程と後期課程で学生の受け入れ方針を修正するなど、改善を図っている。

また、3つの方針について恒常的に検証を行い、3つの方針の適切性や方針に基づく教育活動の有効性を見直している。その検証活動においては各学部・研究科及び全学組織が点検・評価ツールである「教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）」を用いて評価を行い、点検・評価結果と改善課題を明確にしている。その結果は、「自己点検・評価運営委員会」を経て、「部長会」に上程され、課題改善に向けた方針・方策を審議・決定することになっている。

学部・研究科及び全学組織は、具体的な単年度の計画である「年度事業計画」を策定し、毎年度末（2月）に年度事業計画の到達目標に対する達成状況について点検・評価を実施し、その結果について「自己点検・評価運営委員会」が全学的視点から点検・評価を行っている。点検・評価結果は「部長会」に上程され、目標が達成できなかった計画は翌年度計画に継続課題として含むこととなっている。

ただし、上記の点検・評価結果に基づく改善・向上のプロセスにおいて、内部質保証推進組織である「部長会」は、改善指示の内容を決定しているものの、「自己

点検・評価運営委員会」から上程される提案内容を承認するにとどまり、「部長会」が改善のための実質的な検討を行っているとはいえないため、改善が求められる。

毎年度の教育活動、研究活動、学生数、そのほかの情報については、総務部 I R 室が収集しており、G P A の状況、授業評価実施状況、国家試験合格状況、卒業生に関する情報や教育に関するアンケート結果等、各種調査結果の要約をまとめた『アニュアルレポート』を発行し、「自己点検・評価運営委員会」が評価する際に活用している。

科目レベルの自己点検・評価については、授業評価の結果等に基づき、各教員が「教員活動目標管理シート」を提出し、所属学部長が対象教員と面談を行う等、適切に取り組んでいる。また、教育課程レベルの自己点検・評価においても各カリキュラム委員会において検討し、改善を図っている。2023 年度からはティーチング・ポートフォリオを導入する予定となっており、そのなかで学科長が教育課程を構成する各科目の目標達成に向けた取り組みの確認を行うことを計画している。

このほか、自己点検・評価の適切性を検証するため「自己点検・評価運営委員会」は学外者からの意見聴取の機会を設けている。しかし、規程を整備しておらず、手続を明文化していないため、速やかな整備が望ましい。

行政機関や認証評価機関等からの指摘事項への対応については、「自己点検・評価運営委員会」で改善策を検討し、「部長会」に上程している。「部長会」では、改善策について審議し、最終決定をしている。具体的には、2016 年度に受審した本協会による大学評価（認証評価）での指摘に対して、「自己点検・評価運営委員会」では、各学部の・研究科の学位授与方針策定及び教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針改訂の基本方針を提示した後、「部長会」で議論を行い、最終決定を行った。

以上のことから、内部質保証システムは概ね有効に機能していると判断できるが、「部長会」での議論が「自己点検・評価運営委員会」の提案内容を承認するにとどまっており、審議、検討が不十分な点が見られるため、内部質保証推進組織である「部長会」が実質的に機能するよう、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

「内部質保証のための全学的な方針」において、「教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証」することを示しており、2023 年に「聖隷クリストファー大学教育情報の公表に関する規程」を整備した。教育研究活動等に関する情報については、ホームページ内の「大学概要」に「情報の公開」の項目を設けて公表しており、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」として、専攻や

研究テーマ、略歴、教育研究活動等の教員の情報を掲載している。

また、ホームページ内「大学概要」の「各種調査結果」では、「卒業生調査」「大学の教育に関するアンケート」「卒業年次生対象の満足度調査」「就職率」等の各種データの集計結果を公表している。しかし、一部結果については公表している情報が単年度のみとなっている。また自己点検・評価の結果は、2015年度は大学ホームページで、またそれ以降は学園のホームページに「事業報告書」として公表していることから、情報の得やすさや理解しやすさに配慮するなど、より適切な情報公開が望まれる。なお、教職課程に関わる点検・評価結果の公表を行っていないため、早急に公表することが望まれる。

その他、財務に関する情報については、財産目録、計算書類、監事の監査報告書及び独立監査人の監査報告書を公開している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、そのほかの諸活動の状況等を概ね適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、「自己点検・評価運営委員会」において、点検・評価ツール「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて点検・評価している。点検・評価結果は、「部長会」で確認し、改善方針を検討することになっている。具体的には、2019年に内部質保証のための全学的な方針及び手続を含む各種方針が整備されていないことが「自己点検・評価運営委員会」において指摘されたことから、2020年の「部長会」において、「内部質保証のための全学的な方針」及び手続を含む各種方針を策定した。また、2022年には、課題として「部長会」と「自己点検・評価運営委員会」の責任体制と役割が不明瞭であり、内部質保証システムの規程が未整備であることが示されたことから、各種規程や方針の整備を行い、内部質保証システムを明確化するなど、継続的な改善・向上を図っている。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証のための全学的方針において、「部長会」は点検・評価結果に基づく改善のための支援を行うと定めているが、「部長会」は、「自己点検・評価運営委員会」が検討した改善方策案を承認するにとどまっており、改善のための検討を実質的に行っているとはいえない。また、「聖隷クリストファー大学自己点検・

評価に関する規程」において、内部質保証体制における各組織の役割が一部不明瞭なため、各組織の役割を整理し、規程や方針に基づいた内部質保証体制を整備するよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学及び研究科の目的を踏まえて、3学部（看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部）、助産学専攻科及び3研究科（看護学研究科、リハビリテーション科学研究科、社会福祉学研究科）を設置している。

看護学部及び社会福祉学部においては、以前から教職課程を設置していたが、外国籍住民が多いという地域の特性と多文化共生社会のなかで多様な子どもを支える必要性の高まりを踏まえ、2019年度より社会福祉学部のこども教育福祉学科に小学校教諭教職課程を新たに設置した。また、同学部は、2020年度より、人口減少や超高齢化社会のなかで、多種多様な問題が生じている社会に対応するため、社会福祉学科と介護福祉学科を統合し、ソーシャルワークコース、介護福祉コースを設置した。さらに、リハビリテーション学部では、保健医療福祉の現場での国際的な課題への対応を見据え、国際リハビリテーションコースを開設している。これらの社会福祉学部及びリハビリテーション学部の学科の統合やコースの設置の取り組みは、社会的状況やグローバル化を踏まえた対応といえる。

そのほか、「地域連携推進センター」に加え、2019年には、建学の精神を踏まえ、社会貢献及び地域医療を支える看護師を育成することを目的として、看護師特定行為研修と看護継続教育を担う「看護研修センター」を設置している。

以上のことから、学部・研究科及びセンターを、大学の理念・目的を踏まえて適切に設置していると判断できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性に関する点検・評価は、本協会の点検・評価項目に準拠した「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」に基づき、「自己点検・評価運営委員会」が毎年度実施しており、①大学の理念・目的に照らして学部・研究科、附属研究所等の設置状況が適切かどうか、②教育研究組織の適切性に関わる点検・評価と結果をもとにした改善・向上の取り組みが行われているかという観点で評価している。点検・評価の結果は、「部長会」で確認し、課題がある場合には改善方針を決定し、改善事項について再度、「自己点検・評価運営委員会」及び「部長会」

にて進捗を確認しているが、内部質保証推進組織である「部長会」が点検・評価結果に基づいて、改善・指示を検討しているとはいええないため、改善が望まれる。また、教育研究組織の適切性を点検・評価する際の具体的な基準や評価の指標を示していないため、詳細な基準を策定することが望ましい。

自己点検・評価に基づく改善の取り組みとして、2022年の教職員免許法施行規則の一部改正する省令により、教職課程に関わる大学の全学的な組織体制の充実を図る必要が生じたため、「聖隷クリストファー大学全学教職課程委員会規程」の整備を行った。

以上のとおり、教育研究組織の適切性に関わる点検・評価が定期的に行われ、改善への取り組みにつながっているが、「部長会」が、改善のための実質的な検討を行っているとはいええないため、改善が望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的や学部・学科等の教育目標に基づき、学科・専攻、研究科の特徴に応じて、授与する学位ごとに学位授与方針を定めており、ホームページ、履修要項で公表している。なお、情報の得やすさへの配慮として、ホームページでの公表にあたっては、第三者がアクセスしやすいよう大学案内のページに掲載するほか、学位授与方針を記載した履修要項の電子版を掲載している。

各学部では、学位授与方針を、「建学の精神の基盤となる教養」「専門職者としての知識」「理論」「対人関係力、論理的表現力」「課題探求力」「課題解決力」「多職種連携・協働の力」「地域・国際社会で活躍するための基本的な力」の7つの目標、学習成果に基づいて設定することとしており、学士課程としての一貫性を確保する工夫をしている。

学位授与方針では、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示しており、授与する学位にふさわしい内容となっている。一例として、看護学部では、建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観、看護の基盤及び看護専門分野の基本的な知識・理論や技能、さまざまな価値観や立場、意見を尊重した対人関係能力と論理的表現力等を学習成果として定めている。また、履修要項では、学部の教育目的、教育目標、学位授与方針を続けて記載することで養成する人材像と学位授与方針のつながりが分かりやすくなるようにしている。

研究科においても、3研究科共通の学位授与方針を課程ごとに定め、それに加えて各研究科においても、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示した学位授与方針を定めている。例えば、リハビリテーション科学研究科博士前期課程では、

「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観、リハビリテーション科学についての最新の専門知識・技能、現在の学術及び臨床課題を抽出し解決する方法を提案する能力等を学習成果として定めている。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに定め、ホームページ、履修要項で公表している。なお、情報の得やすさへの配慮として、ホームページでの公表にあたっては、第三者がアクセスしやすいよう大学案内のページに掲載するほか、教育課程の編成・実施方針を記載した履修要項の電子版を掲載している。

学部の教育課程の編成・実施方針について、例えば、看護学部では、高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身につけるためのキリスト教関連科目・自校教育科目、専門分野の基本的な知識・理論や技能、看護の実践力を修得するための看護専門科目等、学位授与方針に定めている学習成果に対応した科目を配置するという教育課程の編成に関する基本的な考え方とともに、学生の主体的・能動的・協同的な学習を促すためにICTを活用することなどの教育課程の実施に関する基本的な考え方を示している。

研究科においては、例えば、看護学研究科博士前期課程では、高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得することを目的とした共通科目、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための専門科目を配置すること、リハビリテーション科学研究科博士後期課程では、倫理観、学識、幅広い知識等の修得を目的とした共通科目、質の高い研究を遂行する能力を身につけることを目的とした専門科目を配置することなど、学位授与方針に定めている学習成果に対応した教育課程の編成に関する考え方を教育課程の編成・実施方針にそれぞれ定めている。しかしながら、研究科の教育課程の編成・実施方針には、教育課程の実施に関する基本的な考え方を定めていないため、改善が求められる。

以上のことから、学部については授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を適切に定めているが、研究科については、教育課程の編成・実施方針の内容に不備があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程において、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を確保するための措置として、カリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップには、

学位授与方針に応じた授業科目の配置状況を学年ごとに明示しており、どの科目が学位授与方針に定めるいずれの能力に結びついているかを、学生及び教職員に理解を促すためのツールとなっている。授業科目の内容がそれぞれの学位課程にふさわしいか、適切なセメスターに配置できているかについては、シラバス作成時に学科の責任者が、チェックリストを用いたシラバスの事前チェックを行うことによって確認することとしている。また、授業科目別G P平均の確認や学生による授業評価の回答状況、学生が行う「D Pループリック」による「D P達成度自己評価」の集計状況から事後のチェックを行っている。

教育課程における授業科目の区分は学則に定めている。例えば、看護学部は、建学の精神や幅広い教養を学ぶ「教養基礎領域科目」を1～4年次に配置し、よりよい看護実践のために、人間や環境について幅広い視野から学習することや看護実践のための手段等を修得することを目的とする「専門基礎領域科目」を1～2年次に配置している。専門職者として看護を実践する能力を養うことを目的とした「看護専門領域科目」については、基礎看護学等、基本的な知識を修得する科目を1年次に配置し、成長、発達段階等を踏まえた看護の知識を修得する科目については2～3年次、実習科目等は4年次に配置することで体系性、順次性に配慮している。社会福祉学部、リハビリテーション学部においても、「教養基礎領域科目」及び「専門領域科目」に分け、「専門領域科目」は「専門基礎科目」及び「専門科目」に分類している。以上のように授業科目の区分を教養、専門基礎、専門に分けて、授業科目の順次性を分かりやすく示している。

博士前期課程では、単なる教養ではなく、専門職者、研究者として必要な能力を伸ばすことを目的とする共通科目、各専門分野の基礎的な知識や研究方法を学ぶ基盤科目、専門分野を深く学ぶ専門科目を配置している。また、履修要項では、各授業科目の開設の意図を説明している。例えば、リハビリテーション科学研究科博士前期課程では、倫理観、学識、幅広い知識を身につけるための共通科目、専門分野の基礎的な知識を身につけるための基盤科目、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野の専門知識を身につける科目や演習科目等から構成される専門科目を設置している。共通科目、基盤科目を主として1年次に配置し、専門科目のうち専門的な知識を修得する科目は主として1年次、演習科目や研究科目は2年次に配置している。

博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、専門職者、研究者として多職種との専門職と連携するために必要な能力を伸ばす共通科目、質の高い研究を行い新たな知を創造するための専門科目を配置している。なお、履修要項では、各授業科目の開設の意図を説明している。例えば、社会福祉学研究科博士後期課程では、社会福祉の高度専門職として、多職種連携ができる資質を磨き、高度な知識と指導力を身につけるための共通科目と、社会福祉学の自立した研究者として、専

門性を進化させ独創的研究を行い、質の高い研究を完成させることを通じて新たな知を創造するための専門科目を配置し、共通科目を主として1年次、専門科目のうち知識の修得に係る科目を1年次、演習科目を1年次後半、研究科目は1～3年次にわたって配置している。研究科においても、各科目のシラバスを毎年度作成し、研究科長が確認することで教育内容の確認を行っている。ただし、点検項目の明文化を行っておらず、適切な確認が行えるよう、確認のプロセスとともに点検項目を明文化することが望ましい。

以上のことから、概ね教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえるが、研究科において、学位授与方針との関連性を学内外に分かりやすく周知するための取り組みについては検討中の段階であるため、今後の取り組みに期待したい。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学士課程において、単位制度の趣旨に則り1年間に履修登録できる単位数の上限を「聖隷クリストファー大学履修規程」に「履修登録単位数の上限」として定めている。履修登録終了後、教務事務センターにて履修登録単位数の確認を行い、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録をしている学生に対して、履修科目の取消しを求めている。このように、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定するとともに、シラバスで事前・事後学習をあらかじめ明示することで、学生の事前・事後学習時間を確保するよう努めている。ただし、直前のSemesterで一定以上のGPAの水準を満たしている場合や、やむを得ない事由がある場合、教職に係る科目を履修している場合には上限を超えて履修登録を行うことを可能としており、単位の実質化に係るその他の措置について早急に検討を行うことが望まれる。

シラバスには、①科目名、②科目責任者、③単位数他、④DP番号と科目領域、⑤科目の位置付、⑥科目概要、⑦到達目標、⑧授業計画、⑨アクティブラーニング等を記載している。作成したシラバスは、ホームページで公表し、学生に向けては、LMS（ユニバーサルパスポート）にも掲載している。シラバスが適切な内容で記載されていたか、授業がシラバスどおりに進行されたかについては、「大学卒業・修了年次生対象満足度調査」「大学在学生対象満足度調査」で確認している。

学生の主体的学習を促し、創造性を養うため、アクティブラーニングによる授業を推進し、2019年度に、地域や海外で教員が行う実践的活動に学生が参加し、該当地域の課題解決に向けた取り組みのなかで専門職としてどのようなことができるかを主体的に学ぶ「地域実践アクティブラーニング」「国際支援アクティブラーニング」を全学部の共通科目として開設している。事前学習を課す授業科目では、授業内で学習内容を確認するテストを実施したり、授業内のやり取りでフィード

バックをしたりしながら授業を進めている。2021 年度に実施した調査では、半数以上の授業科目で、いずれかのアクティブラーニングを導入していた。

このように、学生の主体的な学習の促進のために、アクティブラーニングの導入が進んでいるが、学位授与方針で定めている学習成果、教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性を担保するための取り組みを行うことが望まれる。

学習の進捗と学生の理解度を確認するため、授業終了時にリアクションペーパーを利用している。また、アドバイザー教員、「教務委員会」が連携をとり、授業の履修に関する指導を行っている。アドバイザー教員は、セメスターの始めに学生と面談を行い、前セメスターの成績、学生の「D P 達成度自己評価」の結果等に基づき、学生の自己評価と今セメスターの目標を決めるなどの履修指導を行っている。なお、G P Aの低い学生に対しては、「聖隷クリストファー大学履修規程」に基づき、「教務委員会」による履修支援面接あるいはアドバイザー教員による個別指導を実施している。さらに、リハビリテーション学部では、春セメスターのG P Aが基準以下の学生で学習支援が必要な学生に対しては、秋セメスターに上級生が学習方法を支援するピアサポートを行っている。くわえて、オフィスアワーや授業終了後の時間等を利用して、教員が学生に対応する時間を設け、適切な指導を行っている。さらに、教務事務センターでは、担当職員が随時相談を受け付けている。

博士前期課程、博士後期課程においても、学士課程と同様の考え方に基づき、全ての研究科共通の様式でシラバスを作成し、ホームページで公表している。シラバスの充実と授業がシラバスどおりに進行されたかについては、「大学院生対象満足度調査」によって確認している。博士前期課程、博士後期課程の科目は基本的に少人数のため、授業をセミナー形式で行い、口頭で進捗や理解度を確認しながら進めている。

研究論文の作成にあたっては、基本的なプロセスを履修要項に掲載し、具体的なスケジュールはプロセス表として学生と共有している。博士前期課程では、コースワーク（講義）で専門知識や研究方法を身につけたうえで、リサーチワーク（研究指導）で研究指導教員の指導を受けるという考え方から、研究指導科目は2セメスター目から開講している。博士後期課程では、コースワーク（講義）の科目だけではなく、リサーチワーク（研究指導）の科目も1セメスターから開講しており、研究指導教員の指導を受けながら講義科目で適切な知識を得ることを可能にしている。なお、博士前期課程、博士後期課程においては、科目の履修とともに、リサーチワークの進捗状況を可視化するために「リサーチループリック」を作成している。半期ごとに大学院学生と教員が確認し、達成度を入力することで論文作成の進捗状況を容易に把握できるように整備している。

指導体制については、主指導教員のほか、副指導教員を配置することで、専門的示唆の強化、学習進度のサポートに努めている。

以上のことから、概ね学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえるが、学位授与方針で定めている学習成果、教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性を担保するための取り組みを早急に検討するとともに、点検・評価結果に基づく改善のプロセスを構築することが望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績の評価方法及び基準は定期試験のみでなく、授業時間外の学習（レポート等の課題、予習、復習）、授業時間外学習の状況（課題の提出状況、小テスト等）を総合的に判断し、各評価項目の比率を設け評価することを全学の統一した見解とし、教育の質を保証するとともに適正な成績評価、単位認定を行っている。成績評価について、学士課程においては、全学的に複数の評価を組み合わせる総合的に評価することとしており、科目責任者は、授業科目の到達目標に沿った成績評価方法や評価項目ごとの比率に応じて点数の根拠をシラバスで明示するとともに、初回の授業で学生に周知することとしている。博士前期課程、博士後期課程についても、授業科目の到達目標に沿った成績評価方法をシラバスに明示し、あらかじめ定めた方法により厳格かつ適切な評価を行っている。

学生が授業科目の成績評価等に関して、質問・疑義等がある場合には、科目責任者から説明を受けることを可能としている。また、なお質問や疑義があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願」をもって成績評価に対する意見を申し立てることができる制度を設けていることから、教員が客観的で、厳格かつ公正で公平な成績評価を行うことを担保する制度を整えているといえる。

学部の学生が他大学等で履修した科目の単位、入学前の既修得単位の認定については、学則に定め、本人の申請に基づき各学部の「教務委員会」で確認を行った後、学部教授会の議を経て認定している。また、「聖隷クリストファー大学大学院学則」では、他大学の研究科で修得した単位及び入学前の既修得単位を認定することを定めている。

卒業要件については、学則に必要な要件を定め、「学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第2項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て卒業を認定する」と、卒業認定、学位授与に関する責任体制及び手続を明示している。

博士前期課程・博士後期課程の学位授与は、「聖隷クリストファー大学学位規程」の定めるところにより、研究科委員会で決定し、「大学院委員会」の審議を経て学長が学位記を交付して学位を授与している。学位論文の審査にあたっては、修士論文審査基準、課題研究論文審査基準、博士論文審査基準をそれぞれ履修要項に明示している。しかし、修士論文審査基準と課題研究論文審査基準が同一である研究科

があるため、改善が求められる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学士課程においては、学位授与方針に明示した学生の学習成果を測定するための指標として、アセスメントポリシーを定めている。特に全ての学科が国家資格や教員免許取得を目指す学科であり、国家試験の結果、教員免許の取得状況を学習成果の直接的、客観的な把握方法の指標としている。くわえて、学位授与方針に明示した7つの学習成果がどの程度身につけているかを測る「D P ルーブリック」を学生自身が作成し、 Semester 終了時に5段階評価で成績評価基準に照らし合わせ自己評価することで学習成果の把握を行っている。2021年度卒業生の平均は目標値よりも若干低いものの、概ね目標を達成していると評価する学生が多くなっている。なお、2021年度に「教学IR委員会」を立ち上げており、アセスメントポリシーに基づいた調査、分析に関することを所掌として各種分析を進めることを予定している。

また、リハビリテーション学部は、専門職として臨床現場で必須となる知識や技能について、知識面については医療学や評価学、治療学等についての口頭試問、技能面については実技試験を各学年で定期的実施し、実践を強く意識した学習成果の評価を行っている。さらに、長期実習前にはOSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、臨床現場で求められる社会人スキルも含めた技能の評価を行っている。

なお、学部では、学位授与方針で定めたそれぞれの学習成果に関連付けられた科目のGPAを算出することによって、学習成果の把握を行っているが、他の指標との関連性に関する分析や、把握した学習成果の活用は行っていないため、学習成果の測定結果に基づく改善プロセスを構築することが望ましい。

研究科においては、看護学研究科とリハビリテーション科学研究科では、「D P ルーブリック」を作成している。また、3研究科全てで「リサーチルーブリック」を作成し、論文作成における到達状況の多角的な方法での学習成果の把握に努めており、研究指導の進捗状況を一覧化して毎月の研究科委員会で確認している。最終的な到達状況は、学位論文の審査にて行っている。

以上のように研究科においても学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に取り組んでいるが、「リサーチルーブリック」や学位論文審査等の学習成果の測定方法とそれぞれの研究科が学位授与方針で定める学習成果との関連性は不明瞭であるため、社会福祉学研究科においては、早急に適切な学習成果の測定方法を検討するとともに、看護学研究科とリハビリテーション科学研究科においては、多角的な方法で学習成果を把握するよう改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各学位課程の教育課程及びその内容、方法の適切性については、「内部質保証年間計画表」に基づき、毎年度、「学部自己点検・評価委員会」、研究科委員会で見直しを行い、「自己点検・評価運営委員会」に報告し、必要な改善事項を確認することとしている。また、3つの方針に基づいた評価を行う際には、本協会の点検・評価項目に準拠した「教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）」を用いている。

学部の自己点検・評価にあたっては、「教育研究活動年間計画表（様式2）」に掲げるGPA学年平均値、授業評価指数等の指標と各種委員会が進めている「学修時間・行動調査」「DPループリック」によるDP達成度自己評価、卒業生・就職先調査の結果等調査の結果から生じた教育に関する改善事項を踏まえた点検・評価を行っている。さらに、評価に必要なツールとして、「自己点検・評価運営委員会」において、2019年に「DPループリック」、2020年にアセスメントテスト、2021年にティーチング・ポートフォリオを評価の視点に加え、進捗を管理することで作成と実施の状況を管理している。2021年度からは「教学IR委員会」を設け、アセスメントポリシーに基づいた調査、分析を始めている。教育課程の見直しは各学部・学科の「カリキュラム改革委員会」や学科会議、ワーキンググループ等で進められ、学則変更に係る各種会議を経て、諸官庁へ申請、届出を行っている。一方で、変更に関する学内のプロセスが明確ではないことが自己点検・評価の過程において課題とされ、プロセスの明確化、カリキュラムチェックリストの作成を進めている。

博士前期課程、博士後期課程においては、「教育研究活動年間計画表（様式2）」に掲げる指標の結果から生じた教育に関する改善事項を踏まえた点検・評価を行っている。「内部質保証年間計画表」による定期的な点検・評価の結果、研究の到達状況を確認するための「リサーチループリック」の必要性を認識したことから、これを各研究科で作成し、運用を始めた。教育課程の見直しは各研究科委員会やワーキンググループ等で進めており、学則変更に係る各種会議を経て、諸官庁へ申請、届出を行っている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているといえる。また、学部・研究科ともに、教育課程及びその内容、方法の適切性については、「内部質保証年間計画表」に基づき、毎年度、「学部自己点検・評価委員会」、研究科委員会で見直しを行っているとしている。また、点検・評価結果は「自己点検・評価運営委員会」で全学的な視点でとりまとめを行い、「部長会」に報告している。しかし、教育課程の編成、教育方法の導入・実施、成績評価、単位認定及び学位授与の適切性の担保や学習成果の測定について、「部長会」は、点検・評価結果に基づく改善支援のための実質的な検討を行っておらず、学部・

研究科のいずれにおいても、学習成果を測定した結果を教育課程及びその内容・方法の改善・向上に活用していないため、改善が望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科) / 大学院の専門職学位課程)

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科、社会福祉学研究科では、博士前期課程及び博士後期課程において、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) リハビリテーション科学研究科博士前期課程では、修士論文審査基準と課題研究論文審査基準が同一であるため、改善が求められる。
- 3) 研究科において学習成果の測定に取り組んでいるものの、「DPルーブリック」を用いた把握・評価を除き、学位授与方針に明示した学習成果との関連性が不明瞭なため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針を授与する学位ごとに設定している。学部においては、人材養成に関する目的・教育目標をまとめた「どのような力を発展・向上させるのか」、入学前の学習歴及び学力水準を明示した「大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等」、保健・医療・福祉・教育等の専門職を目指すうえで必要とされる能力・適性・人間性等を明示した「求める学生像」、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した「入学者選抜の基本方針」の4項目から成る学生の受け入れ方針を設定している。例えば、リハビリテーション学部では、「大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等」の項目において、「国語については、物事を的確に理解し、論理的に思考し表現するために必要な国語の文章力と読解力、言語による思考力及び伝達力」、数学について、「論理的かつ数量的に物事を考え表現するために必要な数学的知識と技能」等の求める学習歴と水準を明示するとともに、「求める学生像」の項目においては、自ら学ぶ意欲を有する人物であること、リーダーとして成長しようとしている人物であることなどを示している。

研究科においては、各課程の学生の受け入れ方針を、「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤としてそれぞれの専門領域を反映し、設定している。いずれの研究科に

においても「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を理解することを求めている。例えば、社会福祉学研究科博士前期課程では、社会福祉専門職の実践に必要な基本的倫理、福祉の思想、知識、技術、研究心を有することを求めており、同博士後期課程でも、社会福祉の高度専門職者として、臨床や教育実践における課題に気づき、その意味を判断し、口頭及び文書で論理的に表現し、社会的に問題の改善ができる人物であることなどを求めることを明示し、入学前の学習歴や求める人物像を定めている。

各学部及び博士前期課程、博士後期課程の学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性と整合性が図られている。

各学部・研究科の学生の受け入れ方針については、各入試形態の学生募集要項、入試ガイド、ホームページで、分かりやすく公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生募集活動は、各学部の「入試委員会」と「入試・広報センター」が連携してパンフレットやリーフレットを作成するほか、オープンキャンパスや、高等学校への訪問、進学ガイダンスへの参加等を通じて実施している。

入学者選抜制度については、多様な入試制度を導入し、整備している。2018年度には、地域の保健医療福祉分野でリーダーとして活躍できる学生獲得のため、奨学生選抜を新たに実施したほか、2021年度入試からは、看護学部とリハビリテーション学部において、総合選抜型入試を導入している。研究科の入試では、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜の3つの入試種別を実施している。各入学者選抜制度と学生の受け入れ方針との整合性については、学生の受け入れ方針に基づいて面接の内容や小論文の課題を決定するほか、プレゼンテーションや面接等で「求める学生像」に合致するかどうかの確認を行うことにより図っているが、面接内容の詳細については、各教員に委ねているなど不十分な点が見られるため、学生の受け入れ方針と入学者選抜制度の整合性を担保するための取り組みについて更なる検討が望まれる。

学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れられているかについては、入学後の追跡調査をもとに、各学部の「入学者選抜委員会」にて、検証、確認を行っている。ただし、研究科については、学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れられているかについての検証を行っていないため、改善が望まれる。

授業その他の経費や経済的支援については、学生募集要項や入試ガイド、ホームページ上での記載により周知を図るとともに、募集広報活動の際に情報提供を行っている。

入学者選抜に関わる運営は、「聖隷クリストファー大学入学者選抜規程」及び「入試・広報センター運営会議規程」に基づき、入試要項の検討及び入学試験の実施並びに採点の調整等学生募集施策の立案と実行を「入試・広報センター運営会議」と、「入試委員会」が担っている。入学者の選抜基準、選抜制度の変更、入学者選抜案については、学部長、教授、入試・広報センター長で構成される学部ごとの「入学者選抜委員会」が審議している。入試に関わる事務全般については、「入試・広報センター」が担当し、入試当日は、学長、学部長、入試委員長で構成する試験実施本部が運営している。入試問題については、学長から委嘱された作問担当教員が作成し、作問担当教員以外の学内教員も加わり、複数回のチェックにより採点を行っている。合否判定にあたっては、各学部の「入学者選抜委員会」を経て、教授会で審議し、学長が決定している。なお、合否判定資料は、入学者選抜の委員及び教授会構成員に公開しており、公正に実施されている。

研究科の入学者選抜の運営体制は毎年度「部長会」で決定しており、入試当日は、学長、研究科長で構成される試験実施本部を置くこととなっている。作問の体制や管理等については、学部と同様に行っている。合否判定については、研究科長を責任者として研究科委員会が入学試験の実施と入学者の選抜を行い、学長が合否を決定している。研究科においても合否判定資料を全て研究科内に公開し、公正性、透明性の確保に努めており、学部、研究科ともに、志願者数、受験者数、合格者数、入試問題等を公開するとともに、成績開示請求にも応じている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できるが、学生の受け入れ方針と入学者選抜制度の整合性を担保する取り組みを検討する必要がある。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2018年度から2022年度までの、学部学生全体の入学定員に対する平均の充足率は、ほぼ適正な数となっているが、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が低い又は高い学部・学科がある。さらに、収容定員に対して在籍学生数比率についても、低い又は高い学部・学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。また、研究科においても、収容定員に対して在籍学生数比率が低い研究科があるため、定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

社会福祉学部の入学定員及び在学生数比率の未充足への対応として、2023年度より社会福祉学部こども教育福祉学科を改組し、新たに国際教育学部こども教育学科を設置した。リハビリテーション学部の入学定員に対する入学者数比率の超過については、現在、出願時のアンケート等により歩留まり率の予測の精度を上げ

るよう対応を検討している。なお、編入学についても未充足の状態が継続しているが、今後の確保が困難と判断し、学部の改組に合わせて入学定員を減じている。

研究科については、学生募集活動を充実させるとともに、2023 年度以降に外国人留学生の秋入学の実施や、リハビリテーション科学研究科で学内選抜制度を実施するなどの取り組みを行っている。

以上のことから、学部、研究科ともに定員管理について改善に向けてより一層の取り組みが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性についての点検・評価は、各学部の「入学者選抜委員会」「入試・広報センター運営会議」、各学部の「入試委員会」によって、学生の受け入れ方針及び入試結果に基づき、毎年度実施している。「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」「教育研究活動年間計画表（様式2）」及び基準となる資料を活用して点検・評価し、結果を「自己点検・評価運営委員会」に報告し、「部長会」を通じて改善・向上に取り組んでいる。

例えば、点検・評価の結果、研究科において博士前期課程と博士後期課程の学生の受け入れ方針が同じ内容であること、学部における入学定員の充足率が改善したことを確認している。一方、点検・評価に基づく改善事例として、社会福祉学部の学科統合、研究科の入試の見直し、国際教育学部開設等の学生数確保のための取り組みを行っている。ただし、「部長会」が、改善のための実質的な検討を行っているとはいえないため、改善が望まれる。

上記のとおり、学生の受け入れの適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいると評価できるが、今後は、内部質保証推進組織である「部長会」において、点検・評価結果に基づく改善のための実質的な検討を適切に行うよう、改善が望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 社会福祉学研究科博士前期課程では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.25 と低いと、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

是正勧告

- 1) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、社会福祉学部で 0.79、同社会福祉学科が 0.87 と低く、リハビリテーション学部理学療法学科で 1.23 と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、社会福祉学部

で0.79、同社会福祉学科で0.77と低く、リハビリテーション学部理学療法学科で1.22と高いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教員組織の編制に関する方針として、「求める人材像」と「教員組織の編制方針」を定めている。「求める人材像」においては、建学の精神を理解し、教育研究及び委員会活動等に意欲と熱意を持ち、職位にふさわしい人格を有する者と定め、学部・研究科が必要とする能力・資質等を、「聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規」に示している。

「教員組織の編制方針」においては、大学が求める教員像に合致した専任教員により大学設置基準等に基づいた教員組織を編制すること、保健医療福祉・教育の専門職を養成するために責任ある教育を行える教員組織を整備すること、採用・昇格の適切性・透明性を確保すること、研究科において資格審査基準に則った指導能力のある教員を配置することを示している。

「求める人材像」及び「教員組織の編制方針」については、ホームページで公開しているほか、学内への周知にあたっては、学内イントラネット総務部ホームページに掲載している。しかしながら、「教員組織の編制方針」には、職位構成、年齢構成や性別のバランス等は明示しておらず、各学部・研究科の「教員組織の編制方針」についても明文化していないため、早急にこれを定め、明示することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織については、「求める人材像」に示す、教育理念を理解し実践することができる者として、看護、リハビリテーション、福祉及び教育の実務経験のある教員を多数配置しており、卒業生や修了生の人材登用を進めている。教員数は、大学及び大学院設置基準を満たし、教育研究目的を達成することができる人数を配置している。なお、2022年5月1日時点でリハビリテーション学部言語聴覚学科においては、専任教員数が1名不足していた。同年9月に1名の専任教員を採用したことにより、この不足は既に解消しているが、今後このようなことの無いよう、大学として人事計画を厳正に管理する体制を整えることが望まれる。また、社会福祉学部において、年齢構成に偏りが見られるが、短期間での改善は困難なため、採用の際に年齢を考慮するなど、中期的な視点で今後改善に取り組むこととしている。

男女比については、看護学部には所属する教員の多くが女性教員であることから看護学部においては女性比率が高くなっているが、大学全体として、男女の偏りは見られない。

研究科においては、学部教員のうち、資格審査を経た教授が担当することを原則としており、必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。

必修科目、専門科目は専任教員が担当することを原則とし、臨床での実習指導については、「臨床（地）教授」等の称号を付与しているほか、実習指導を行う助手や準教員を配置し、実習指導を行う教員の補佐を行うことで負担の軽減につながっている。

以上のことから、大学全体の「求める人材像」に基づき、大学及び大学院設置基準を満たし、教育研究上必要な教員組織を編制しているといえる。なお、大学の「教員組織の編制方針」と「求める人材像」との整合性は検討しているが、各学部・研究科においては、「教員組織の編制方針」を明示していないため、今後これを明示し、各学部・研究科の方針と教員組織の編制の整合性を確認することが望まれる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任に関する手続は、「聖隷学園教職員任用規程」「聖隷クリストファー大学専任教員採用・昇任に関する規程」「聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規」「聖隷クリストファー大学専任教員昇任人事における資格審査細則」「聖隷クリストファー大学昇任基準」に定めている。

教員の募集、採用、昇任は、「聖隷クリストファー大学人事委員会規程」により「人事委員会」が所掌しており、同委員会は学長が委員長となり、各学部長、各研究科長、教務部長、総務部長、各学部教授会で推薦された教授2名で構成している。

教員の採用は、学園の人事計画や退職等による欠員が生じた場合に公募等により行っており、応募者の資格審査は、「人事委員会」のもとに設置する専門委員会が実施している。専門委員会は、審査対象教員が所属する学部の学部長が委員長を担い、専門分野を考慮して学長が指名する若干名を加えた5名以内で構成し、審査対象教員が研究科担当教員の場合には、研究科長を含めている。

資格審査は、書類審査及び面接によって行い、専門委員会による1次面接、学長、学部長、総務部長による2次面接を実施し、結果を「人事委員会」に報告している。

「人事委員会」の審議の後、「聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規」で定める採用審査の基準に基づき、最終的に執行役員会で採用を決定している。

昇任は、毎年9月に「人事委員会」が審査スケジュールを公表し、学部長が所属教員の研究業績を確認して、学長に昇任候補者を推薦する。学長は、「人事委員会」のもとに専門委員会を立ち上げて審査し、結果を「人事委員会」で判断し、執行役員会にて決定している。審査にあたっては、人物評価、教育研究歴、研究業績、教

育活動の実績、大学運営の実績、社会的活動の実績から評価している。また、「聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規」「聖隷クリストファー大学専任教員昇任人事における資格審査細則」で定める昇任の基準において、各職位における、研究業績数、教育活動・大学運営の実績と貢献度の客観的指標を設定している。

以上のことから、教員の募集、採用及び昇任等に関わる手続は明確であり、適切に行っていると判断できる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

教員の教育能力の向上、授業の内容や方法の改善のためのFD活動は、「全学FD委員会」「教授会附属FD委員会」、研究科委員会が主体となり実施している。全学及び学部単位でのFDを毎年複数回実施しており、全学では、「学生の到達目標の達成度を高める授業の工夫」をテーマに研修を行っている。また、看護学部や社会福祉学部においては、「ICTを活用した授業展開の現状について」をテーマとしてグループワーク等を行うなど、学部で独自に行っている。また、いずれのFD活動についても概ね良好な参加率となっている。研究科では、全体で年1回、研究科単位で2～5回実施しており、例えば、看護学研究科では教員による研究課題の報告や、リハビリテーション研究科では大学院連携、大学院学生のリクルート活動等をテーマとして行っている。学部及び研究科ともに、FD活動に対する参加者からの評価等により資質向上につなげている。しかしながら、研究科におけるFD活動への参加率は、全般的に高いとはいえないため、参加率向上のための取り組みが求められる。

教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、2018年度より人事評価制度を導入している。各教員は、「教員活動自己申告書」「教員活動目標管理シート」を学部に提出し、学部長、学科長が評価者となり面談を行っている。評価にあたっては、「業務遂行能力」「教育活動・学生支援の実績」「研究活動の実績」「大学・学部運営への貢献実績」「地域活動・社会連携の実績」から成る、職位に応じた評価視点を設定しており、これを踏まえて評価することで、教育研究活動の改善につなげている。また、共同研究費や地域連携事業費を配分するなど、社会貢献等の活性化や資質向上を図るための取り組みを行っている。その他、海外協定校の教員とともに国際コンファレンスを実施し、研究を発表したり、海外の知見に触れる機会を提供したりする機会や、海外の大学とのセミナーで教員が講師を務めるなど相互に意見交換を行う機会等を提供することにより、研究活動の活性化を図っている。

授業評価は、規程に基づき「全学FD委員会」が企画・立案し、各学部の「教授会附属FD委員会」が授業評価を実施している。臨地実習については、各学部が独自の書式と内容で授業評価を実施している。分析結果は、教授会に報告され、教員

が確認し授業改善に活用している。また、学生にも、授業評価の結果を公表しており、これを踏まえ、「全学学生FDスタッフ会議」を開催し、授業改善に対する提言がなされている。そのほか、教員の教育力の向上を目指し、ピアレビューとして教員相互の授業参観を実施している。

くわえて、教員の教育研究力向上のために国内留学制度を設けるなど、教員の学位取得を支援している。

以上を踏まえ、FD活動や、授業評価、人事評価等を実施することで、教員の資質向上及び改善が図られている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性に関わる点検・評価は、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を使用して実施している。毎年の点検・評価にあたっては、本協会が定める大学基準における点検・評価項目に準じて適切性を確認しており、毎年6月に「自己点検・評価運営委員会」において、学部・研究科において行った点検・評価の結果を全学的観点から点検・評価し、その結果を7月の「部長会」にて確認することとなっている。課題がある場合には「部長会」で改善方針を決定し、2月の「自己点検・評価運営委員会」及び3月の「部長会」において進捗状況を確認することとなっている。

2022年度の「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いた点検・評価の結果、教員組織の編制に関わる教員像を学位課程ごとに改定する必要性と、学部・研究科ごとの「教員組織の編制方針」を明示していないこと、社会福祉学部の教員年齢構成の問題が改善していないことが明らかになり、これらについての改定・改善の必要性を学内で確認している。また、教員組織の適切性については、定期的な点検・評価を実施していないとの課題が明らかとなり、今後は毎年点検・評価を行うことを「部長会」において決定している。

なお、これまでの点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとして、2019年に看護学部において、教員数の確保ができていないことが課題となり、学長の指示のもと、学長、看護学部長、看護学部長補佐等を構成員としてワーキンググループを立ち上げ、学部卒業生や修了生を教員として積極的に登用するため、研究科入学後の授業料に対する奨学金制度を創設している。

上記のとおり、教員組織の適切性について点検・評価は行っているものの、点検・評価に係る具体的な基準や評価の指標を示していないため、更に分かりやすい評価を実施するための詳細な基準を策定することが望ましい。また、内部質保証推進組織である「部長会」が「自己点検・評価運営委員会」から上程された内容を承認するとどまり、点検・評価結果に基づく改善のための実質的な検討を十分に行っ

ていないため、改善が望まれる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学生支援に関する大学としての方針」は、2020年に「自己点検・評価運営委員会」の検討の後、「部長会」で決定し、教授会で報告している。具体的には、建学の精神及び教育理念を実現するため、全ての学生が学生生活を通じて豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力を十分に発揮させることを目的として「修学支援」「生活支援」「進路支援」「障がい学生支援」「留学生の学生支援」の項目を設け、方針を定めている。同方針は、大学のホームページで公表しているほか、学内での周知を図るため、イントラネット総務部ホームページに掲載している。

以上のように、学生支援に関する方針については適切に明示し、公表していると判断できる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

方針に基づき、学生支援については、教務部、学生部、就職部と各センターとが協働して取り組む体制を整備している。「教務事務センター」「ICTセンター」「学生サービスセンター」「ボランティアセンター」「キャリア支援センター」「グローバル教育推進センター」の6つの学生支援に関わるセンターの拠点を、「学生プラザ」として集約し、学生支援を実施している。また、「健康管理センター」「学生相談室」「学習支援室」を設置している。さらに、学生一人ひとりにアドバイザー教員を配置し、学生相談のためのオフィスアワーを定め、ホームページで公開している。なお、アドバイザーの役割については、「聖隷クリストファー大学アドバイザーに関する規程」に示している。

学生の修学支援については、教務部及び「教務事務センター」が「教務運営会議」で協議し、履修指導や学内で定めるGPAの基準値に満たない学生を対象に個別学生指導を行うことを「聖隷クリストファー大学履修規程」に規定している。

学生の修学に関する支援については、例えば、留学生の経済的負担を軽減することを目的として「聖隷クリストファー大学私費外国人留学生授業料減免規程」を2009年に制定し、留学生が学業に専念できる環境を整備している。また、障がいのある学生に対する修学支援については、スムーズに授業を受講できるよう、入学前に面談し、障がいの状態を把握したうえで、対応教室の決定や、アドバイザー教員への連絡、授業支援者の配置等を行っている。

留年者、休学及び退学者への対応として、休学又は退学希望学生を対象としてアドバイザー教員が面談を行った後、学部長と学生と家族の3者による確認面談を実施している。また、学生が休学に至る前に相談するよう、全教員のオフィスアワーを設けて体制を整備している。この結果、休学者は次第に減少している。

奨学金その他の経済的支援については、大学独自のもの、法人のもの、学外諸機関のもの3種類を整備している。また、新型コロナウイルス感染症対応として、2020年度以降に感染症の影響を受けた経済的困窮者に対する支援の枠を設けている。奨学金に関する情報は、「CAMPUS LIFE」（学生生活の手引き）やホームページに掲載している。

学生の生活に関する支援については、学生部（学生委員会）及び「学生サービスセンター」が担当し、ここに「健康管理センター」を加えて「学生支援協議会」を毎月開催し、学生支援に関する検討と情報共有を行っている。ハラスメント防止のための体制については、「聖隷学園ハラスメント対策・防止規程」「ハラスメント防止のための教職員に対する指針」を定めている。また、「ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメント防止のための研修、啓発活動、ハラスメント相談員の研修及び活動への協力・支援を行っている。相談窓口としては、教職員からハラスメント相談員8人を選任し、学生・教職員のハラスメント相談に対応している。また、外部相談窓口として専門機関と連携しており、ホームページと「CAMPUS LIFE」（学生生活の手引き）にも掲載している。

「学生サービスセンター」においては、学籍異動（休学・復学等）、課外活動（クラブ・サークル、ボランティア等）支援、通学手続、交通事故対応、傷害・賠償保険、下宿・アパート紹介、防犯及び各種トラブル対応、障がい学生相談等、学生生活全般に対する支援を行っている。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、「学生支援に関する大学としての方針」に定める「生活支援」に基づき、「健康管理センター」「学生相談室」を設置して在学生の応急処置、定期健康診断及び健康相談を行っている。また、「学生相談室」には公認心理師・臨床心理士の資格を持つカウンセラーを配置し、カウンセリングを行っている。新入生には「UPI調査」、2年次以上には「K6調査」を実施し、精神疾患をスクリーニングしており、新型コロナウイルス感染症拡大期にはオンラインでの面談も行って対応した。また、特徴的な取り組みとして喫煙習慣の無い学生の育成を目的として、「聖隷クリストファー大学禁煙宣言」を掲げている。

学生の進路に関する支援については、キャリア教育として2014年度から3年次生の対象科目「キャリアデザイン（全学必修）」を開講している。キャリア支援全般を担う専門部署として、「キャリア支援センター」を設置し、さらに、「就職支援協議会」を設置して、進路（就職）支援に関する基本方針、諸規程の制定・改訂、

年間行事等の検討及び実施を行っている。また、進路選択に関わる支援やガイダンスを「未来創造躍進プラン」の人材育成方針に基づき進めている。就職活動を行う学生への情報提供手段として、「就職ガイドブック」を作成し、就職活動の進め方や各種就職支援プログラム、スケジュールについて説明している。くわえて、卒業生をキャリアモデルとした「キャリアガイドブック」を作成・配布している。このほか、専門職として働いている方や卒業生を講師とする就職支援プログラムを提供している。学生の進路支援は、アドバイザー教員、各学部・学科の就職部教員、キャリア支援センター職員が連携して行い、「就職支援協議会」で協議している。

留学生の支援については、各学部・学科の教員、「教務事務センター」「学生サービスセンター」「グローバル教育推進センター」等が連携して、受験前から卒業後まで、受験時の短期滞在のためのビザ及び入学後の留学ビザの申請・取得手続、住居探し、生活支援、奨学金の申請、卒業後の帰国手続支援等を行っている。

学生の正課外活動（部活動等）支援については、「学生支援に関する大学としての方針」に定める「生活支援」に基づき、「学生サービスセンター」が担っており、2021年度からは学友会役員やサークル代表者を対象にリーダー研修会を実施している。そのほか、近隣・地域社会づくりの学びの場や研修の場でもあるボランティア活動を、建学の精神を具体的に表現する活動として位置づけ、「ボランティアセンター」が支援している。また、危機管理マニュアルを整備し、緊急連絡用のメールアドレスを周知している。メール対応は総務部長、教学事務統括センター長が行っている。海外渡航を行う国際研修等には、「グローバル教育推進センター」が学生用「ハンドブック」を用いて、事前学習時に危機管理の注意喚起を行っている。

以上のことから、学生支援体制が整備され、学生支援は適切に実施されていると判断できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「内部質保証年間計画表」に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて「学生支援協議会」「教務運営会議」「就職支援協議会」及び総務部が自己点検・評価を行い、「自己点検・評価運営委員会」に報告している。

2019年には、点検・評価の結果、学生支援に関する各種方針について、「部長会」で策定に着手することを決定し、「自己点検・評価運営委員会」での検討を経て、「部長会」にて「学生支援に関する大学としての方針」を含む各種方針を策定した。

また、学生支援向上のため、法人事務局企画部が「大学卒業・修了年次生対象満足度調査」及び「大学在学学生対象満足度調査」を、総務部が「父母等保証人を対象とした満足度調査」を毎年度実施している。結果に基づく対応については、学部・

学科、研究科及び全学的な観点で各組織において横断的に検討を行い、各満足度調査から明らかになった課題について、改善・向上に取り組んでいる。

各満足度調査から得られた評価への対応について学生・父母等保証人に回答するとともに、課題等を次年度の「事業計画（到達目標・行動計画）」とし、内部質保証の推進に責任を担う「部長会」を経て、執行役員会、理事会で決定し、「事業計画」の推進部署・責任者を明示したうえで、行動計画を半期ごとに点検・評価している。

学生の進路に関する満足度について、「希望する進路先に就職または進学することができた」という質問に対する肯定的な回答の割合が2020年度は前年度から低下したことから、就職先が採用で重視する事項について「キャリア支援センター」で整理し、採用試験対策を強化した。その結果、2021年度は全項目で高い満足度指数を得ている。また、「卒業生調査」及び病院施設等への「教育に関するアンケート」を毎年実施し、これにより得た卒業生と就職先からの評価を、「部長会」、各学部教授会で共有し、学生支援の改善に生かしている。

従って、学生支援の適切性については「内部質保証年間計画表」に基づき、定期的に点検・評価を行っているが、点検・評価の基準を具体的に定めていない。また、点検・評価結果に基づいて、「部長会」が改善のための実質的な検討を十分に行っていないため、改善することが望ましい。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究活動について、教育目標の実現に向けて、学生が安心して安全に学習に専念し、教員が十分に教育・研究を行うための方針として、「教育研究環境や条件を整備するための方針」を定めている。同方針においては、「学生、教職員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるように安全性を確保し、教育研究等環境に配慮した施設・設備の整備」「学生の修学及び学生生活の支援のためのスペースと施設・設備を確保し、安心安全な教育等環境の整備」及び「研究活動の活性化と研究における不正防止に努め、それに関連する各種研修会等を実施し、教員及び全ての研究者が保健医療福祉及び教育・保育分野の独創的かつ学際的な研究を進めることができるように研究等環境の整備」を図ることを掲げており、さらに、学術研究活動の一層の推進を図るために、研究室の配備と研究費確保のための学内研究費制度を設けるとともに「研究推進委員会」及び調査研究における倫理審査を行う「倫理委員会」を設置することとしている。

以上の方針は、教授会で共有するほか、大学ホームページで公表しており、適切

である。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎面積は、大学設置基準で求める必要な面積を上回っている。「教育研究環境や条件を整備するための方針」に基づき、学生の自主学習及び憩いの場所として学生ホールや学生ラウンジを設置しており、教育研究及び学習の支援のために図書館を有している。そのほか、体育館、テニスコート、総合運動場、サッカー場を整備している。また、看護学部実習室、介護実習室、入浴実習室、こども教育福祉学科実習室、保育実習室、機能訓練室、運動解析室、基礎医学実習室等、各学部の教育研究環境に必要な施設及び設備を設置・整備している。各実習室を中心に、プレゼンテーションや反転授業を行いやすいよう電子黒板や大型モニタ等のICT機器を導入しており、これにより、学生の自主的な学習を促進している。各教室には授業時に必要なパソコン等、教育研究活動に必要な設備を整備している。さらに、大学院学生の教育支援として、遠隔授業用教室を設置し、遠方に住む大学院学生が学内での講義をリアルタイムに受講できるようにしている。なお、各教室にはAV設備を整備し、映像・動画等の教材を用いた授業を可能にしている。

ネットワーク環境、情報通信（ICT）等機器、備品等は、「情報化推進委員会」及び「ICTセンター」が中心となり整備している。特に、2020年度入学生からパソコン・タブレットの必携化を進め、2022年度には高速・大容量通信に対応したインターネット接続環境整備を完了し、学生が図書館や学生ホール等で個人のパソコンを利用できるようにネットワーク環境を整えている。また、「オンデマンドプリントシステム」等、学生が必携パソコンを自学・自習に有効活用できるための整備に重点的に取り組んでいる。今後は2024年からの中期計画に基づいて、通信速度の更なる改善や信頼性のあるネットワーク環境の構築に向けて取り組む予定としている。

校舎には、障がい者等に配慮したバリアフリーの考えを採り入れた施設・設備を整備しており、自動扉や多機能トイレ、エレベーター、障がい者用リフト等を設置している。

情報倫理に関しては、学生には年度初めのオリエンテーション・ガイダンスで「CAMPUS LIFE」（学生生活の手引き）を使用して説明するほか、各学部特有の注意点については基礎演習科目や実習前オリエンテーションで周知を図っている。また、教職員に対しては、「学校法人聖隷学園情報セキュリティ基本方針」で基本的な考え方や方針を示しており、「聖隷学園情報セキュリティに関する規程」において、組織体制や情報保護等について定めている。さらに、「情報化推進委員会」が主催する「情報セキュリティ講習会」を毎年実施し、全教職員が受講するほか、教

職員専用ホームページに掲載するなど、周知を図っている。

危機管理対策として「学校法人聖隷学園危機管理規程」を整備している。また、学生及び教職員への危機の未然防止を目的として、「危機管理マニュアル」を整備している。さらに、耐震に向けた施設・設備の整備を進め、「学校法人聖隷学園地震防災対策マニュアル」等を整備して、大規模な地震災害発生時等の対応について準備しており、年に2回（4月、9月）、「災害対策委員会」を中心に大地震を想定した防災訓練を実施している。

以上のことから、教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館資料の整備（選書）については、「聖隷クリストファー大学図書館予算配分・予算執行基準」「図書館資料の選定方針について」を策定し、そのなかで、「看護学、社会福祉学、理学療法・作業療法・言語聴覚学及び教育・保育に分類される専門分野の和書を最優先して購入する」ことを定めている。同方針に基づいて資料の整備を進めており、図書、定期刊行物、電子ジャーナル、視聴覚資料等、十分な量の蔵書を有している。また、学生・教員の希望に基づいた書籍を購入するなどして、整備拡充を図っている。さらに、「図書館事務センター」の職員には、専門的な知識を有する職員を配置している。

データベースとして、複数のオンラインデータベースを導入しており、電子ジャーナルも研究室からのオンライン利用も含めて利用することができる。また、図書館ホームページ内の機関リポジトリに専任教員の学術論文、紀要掲載論文、博士論文、『共同研究費配分採択研究成果報告書』『地域連携推進センター年報』『図書館報』等を掲載し、大学所属の研究者の研究成果等を学外に発信している。

学生は図書館内だけでなく、「LIMEDIO システム」を利用することにより、学外からの蔵書検索、図書の予約、借用図書の確認、貸し出し延長、図書リクエスト等を行うことができるようになっている。また、図書館の利用を促進するため、新入生（大学院学生を含む）に対して、図書館やデータベース、レファレンス活用のためのオリエンテーションを実施するほか、「CAMPUS LIFE」（学生生活の手引き）、ホームページ等にも掲載し、広く周知している。また、2013年度から大学院学生による図書館サポーター制を導入しており、図書館の案内や文献検索方法、パソコン、プリンターの操作方法等を学部学生に説明する時間を設けるなど、学生の図書館、学術情報サービスの活用を促進している。

また、大学院学生は開館時間以外でも暗証番号を使用して図書館に入ることができ、コピーや図書の貸し出しが可能となっており、新型コロナウイルス感染症拡

大期においても大学の入構禁止期間以外は開館し、利用ができるようにした。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整え、適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「未来創造躍進プラン」において、長期目標として掲げる「保健医療福祉・教育分野の独創的かつ学際的な研究を推進するとともに、国内及びアジアの中核となる研究・教育拠点を形成し、新たな学問体系を創造する」ことや中期目標に掲げる「研究活動を発展させ、その成果を国内外に還元して、保健医療福祉・教育の学術の発展に寄与すること」という目標達成のため、「研究推進委員会」を設置している。同委員会を主体として、研究活動の推進や外部資金獲得の推進、学内研究助成制度の運用に関することなどの支援を行うことにより、学術研究活動の活性化を図っている。

教員の研究活動を経費の面から支援する制度として、「聖隷クリストファー大学研究費取り扱い規程」を定めている。そのほか、外部資金獲得のための学内説明会や「科学研究費補助金攻略シンポジウム」を開催するなど、応募に向けた支援を行っている。

教員の研究室として、教授・准教授には個室、助教・講師、助手には共用の研究室を提供しており、各研究室では通信環境も整備している。2021年度からは、フレックスタイム制の勤務時間制度を導入し、研究活動を効果的に進めることができるようにしている。また、教育研究の充実を図ることを目的として「聖隷クリストファー大学特別研究専念制度に関する規程」を定めており、一定期間学務を免除し、研究に専念できる機会を提供している。しかし、利用実績がほぼ無く、研究時間の確保も各教員が時間管理のうえ、捻出する必要があるため、今後教員の研究時間を確保する取り組みの充実が期待される。

教育活動を支える人的支援として、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、準教員の制度を設けており、学生の日常的な学習を支援している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

高等教育機関に所属する研究者として守るべき行動規範として、「聖隷クリストファー大学における研究活動の行動規範」を定めている。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」や「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に沿って、「聖隷クリ

ストファー大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」「聖隷クリストファー大学における研究活動の不正調査に関する規程」「聖隷クリストファー大学における公的研究費の不正防止計画」を整備している。さらに、ホームページ内に、「公的研究費の管理・運営に係る責任体系について」の項目を設け、責任体系、役割について公表している。学内においては、「研究費ガイドブック」を作成するなど、教職員に向けて周知を図っている。

そのほか、研究に対するコンプライアンス教育として、研究費に関わる教職員及び大学院学生に対して、「研究推進委員会」や「倫理委員会」が主催する研修会への参加及び e-ラーニングプログラムの受講等を義務付けており、研究費使用に関わる全ての構成員が研究費の不正使用を防止するよう取り組んでいる。研究倫理に関する学内審査機関として、「倫理委員会」を設置し「倫理審査申請ガイド」を作成している。ガイドは毎年専任教員及び大学院学生に配付しており、周知を図っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するために必要な措置を適切に講じていると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境の適切性については、総務部、「情報化推進委員会」「図書館運営会議」「教務運営会議」が「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて、点検・評価した後、「自己点検・評価運営委員会」が全学的な観点から点検・評価し、その内容に基づき、「部長会」が改善方針の検討を行っている。ただし、内部質保証推進組織である「部長会」は、「自己点検・評価運営委員会」から上程される案件を承認しているにとどまり、点検・評価結果に基づく改善のための実質的な検討を十分に行っているとはいえないため、改善が望まれる。なお、点検・評価にあたっては、「大学卒業・修了年次生対象満足度調査」や「大学在学生対象満足度調査」等の各調査結果によって得られた意見を活用している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、教育研究活動に関する方針の整備が挙げられる。点検・評価の結果、方針が未整備であることが課題となったことから、改善に向けて検討し、2020年の「部長会」において各種方針を策定している。

そのほか、上記満足度調査においてネットワーク通信環境整備に関する満足度が低かったことから、2022年度事業計画において課題として取り上げ、整備に取り組んだ。

以上のことから、教育研究環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できるが、「部長

会」が点検・評価結果に基づく改善のための実質的な検討を行うよう、改善が望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「社会連携・社会貢献に関する方針」として、建学の精神に基づき、保健医療福祉及び教育・保育分野の専門職を養成する大学として、その特色を生かした社会貢献、知の活用、地域との連携・協働による課題解決を積極的に行うことを掲げている。この方針に基づき、共同事業・研究、一般市民への学習機会の提供、政策形成への貢献、地域に開かれた相談窓口等の事業に取り組むこととしている。同方針はホームページで公表するとともに学内のイントラネットで周知を図っている。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための「社会連携・社会貢献に関する方針」を適切に明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、地域に貢献し、国際社会においても活躍できる専門職を育成することを理念としていることから、地域への社会貢献活動を重視しており、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づいて「地域連携推進センター」を設置している。同センターは、「地域と歩む」をキーワードに積極的に地域との連携・協働を推進し、①地域連携事業費の配分、②専門職への研修・一般市民への学習機会の提供、③研修会への講師派遣・研究支援、④浜松市との連携協定に基づく事業、⑤行政・各種団体への委員等の派遣等を主な事業としている。

例えば、浜松市との連携協定に基づき、「浜松市と大学との連携事業～大学生による講座」を実施している。この事業は、浜松市が抱えていた「いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境づくり、学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくり」という課題に対応する取り組みであり、具体的には、高齢者を対象とした認知症予防のプログラム、足腰を鍛えるためのプログラム、小学生を対象とした走力、体力向上のためのプログラム等を行っている。講座において使用する資料の内容は、過年度に参加した学生の助言をもとに学生が作成している。この事業では、学生を講師として派遣しており、学生は専門知識を分かりやすく伝えるための工夫を行うことで、大学で学んだことについて自分自身の理解を深めるとともに、学んだことを活用する機会を得ることで、大学での学びの意義を改めて認識し、学習

意欲の向上につなげている。また、小学生から高齢者までの幅広い層を対象に、大学で学んだことを地域に還元すると同時に、市民の生涯学習を推進し、地域のコミュニティづくりにつなげており、高く評価できる取り組みといえる。

そのほか、特徴的な事例である専門職への研修・一般市民への学習機会の提供については、地域のニーズに応じた大学の情報・知識・技術の共有化の推進のため、専門職を対象としたリカレント教育、一般市民を対象とした公開講座を実施している。学内のさまざまな部門が企画している講座を「聖隷クリストファー大学オープンカレッジ」として一元化し、学外者が目的の講座を探しやすいように工夫している。これらの活動内容は、毎年発行する『地域連携推進センター年報』にまとめ、地域貢献活動の状況を公表している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を使用して、「地域連携推進センター」が点検・評価したのち、毎年6月の「自己点検・評価運営委員会」において全学的な観点から点検・評価を実施している。毎年7月の「部長会」において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。改善が必要と判断した事項については、毎年2月の「自己点検・評価運営委員会」及び3月の「部長会」において進捗確認を行っている。2019年の「自己点検・評価運営委員会」において、「社会連携・社会貢献に関する方針」を含む各種方針を整備していないことが課題となり、2020年の「部長会」において「社会連携・社会貢献に関する方針」を含む各種方針を策定している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているといえるが、内部質保証推進組織である「部長会」は、「自己点検・評価運営委員会」から上程される提案内容を承認しているにとどまり、点検・評価結果に基づく改善のための検討を十分に行っていないため、改善が望まれる。

<提言>

長所

- 1) 「地域連携推進センター」のもと、浜松市との連携協定に基づき「浜松市と大学との連携事業～大学生による講座」を行っている。この事業は、浜松市が抱えて

いた生涯学習機会の提供という課題に対応する取り組みであり、大学の専門分野を生かして、学びの成果を地域に還元することによって、市民の生涯学習の推進や健康増進に貢献している。また、学生を講師として派遣することで、学生の企画力や協働、実践力、学習意欲の向上につなげるとともに、学生に対して就業体験の場を提供しており、建学の精神を具現化する取り組みとして高く評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための「大学運営に関する大学としての方針」を定め、ホームページで公表している。

同方針は、学長のリーダーシップのもと、明確な意思決定プロセスを経て組織的に行うこと、大学運営に必要な事項を企画、立案する機関として「部長会」を位置づけること、学部・大学院・各部門は、「未来創造躍進プラン」に基づいて年間行動計画を立案し実行することを明示している。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

適切な大学運営のため、学長、学部長、研究科長その他の所要の部長、センター長等を置き、「部長会」、教授会、各種委員会等を組織し、大学運営を行っている。

学長は、「聖隷学園組織規程」に基づき、建学の精神・教育理念に基づいて大学の意思の統一を図るとともに、大学運営におけるリーダーシップを発揮し、大学改革及び自己点検・評価を推進し、大学の将来計画、事業計画を中心となって策定するとともに、事業目的達成のために必要な組織、人事、予算を検討し大学を代表し大学運営に係ることを所管している。

学長以外の役職者として、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、図書館長を選任している。学部長は学部運営の学部を統括し、学長を補佐して大学の事業計画を推進し、研究科長は研究科を統括している。学部長、研究科長の職務と権限は「聖隷学園組織規程」に定めている。また、2006年に教務部長、学生部長、

就職部長、図書館長等の役割を「部長会」において申し合わせ、「役職者の役割」として責任等の所掌事項を明記している。

以上により、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等については適正に明示している判断できる。

大学運営の方針の策定や必要事項の企画立案については、執行する機関として学長が主宰する「部長会」を置いており、「部長会」の決定事項を、教授会、学部運営会議、学科会議、領域長会議、研究科委員会において報告し、学部・学科、研究科の構成員に周知している。

また、学長のもとに全学の委員会である「人事委員会」「自己点検・評価運営委員会」「倫理委員会」「研究推進委員会」「全学FD委員会」を置き、それらの委員会のうち「人事委員会」「自己点検・評価運営委員会」「研究推進委員会」の委員長は学長が担っている。

教授会の役割は、「聖隷クリストファー大学教授会規程」に明示し、学長が掲げる事項について審議し、意見を述べるものとして明確化されている。また、同規程で挙げられている事項については、学長は、教授会での審議を考慮したうえで最終決定を行うことを定めている。

以上のことから、学長等の役職者、教授会等の権限と役割を定め、意思決定、権限執行等も規程に従って適切に行っているといえる。

教学組織の権限と責任は、「学校法人聖隷学園業務管理規程」に明示し、(1) 研究及び教育に関する事項、(2) 学籍に関する事項、(3) 教務及び学生生活に関する事項、(4) 学長の諮問に関する事項、(5) その他学部長が必要と認める事項について決定する権限を明確にし、学長が校務全般を掌理している。また、大学運営に必要な規程は全て学園イントラネット上で教職員が閲覧可能となっている。

以上のことから、方針に基づき、適切な大学運営を行っている判断できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

学園の中・長期経営計画の実現に向けた資金を継続して確保することを前提として、事業計画と連動して予算を編成している。学部・学科、研究科、事務部門から予算を申請し、大学総務部と学園全体の予算を集約する法人事務局財務部がヒアリングを行い、内容の精査、事業計画の整合、優先事業等について確認している。その後、財務部において大学の予算を含めた学園全体の予算について集計・調整を図り、事業計画とともに執行役員会に上程し、審議を経て理事会に諮り、予算が成立する。予算の執行については、執行額に応じた決裁者又は会議体を定めている。

法人事務局財務部から学園全体の収支及び予算執行状況を毎年3回執行役員会に報告して、予算の執行状況の把握を図り、大学の予算執行率（人件費執行率、教育研究費執行率、管理経費執行率）と事業計画の進捗状況を踏まえて、適切に予算

を執行している。

事業計画と連動した予算編成を行うことにより、決算と当該年度の事業計画の達成状況で予算執行に伴う効果を確認している。決算は法人事務局財務部がまとめ、大学事業計画の達成状況については、各学部・研究科及び全学組織が当該年度の事業計画の到達目標に対する評価を行っている。決算と事業計画の達成状況については理事会に上程し確定している。

以上のことから予算編成及び予算執行は適切に実施されていると判断できる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

学生の課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導と援助等の厚生補導、教育研究に関する業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、人事、総務、財務、入試・広報、ICT環境と施設及び設備の整備等の大学運営に必要な業務のための事務組織を整備している。

大学に「学生サービスセンター」「教務事務センター」「グローバル教育推進センター」「キャリア支援センター」「健康管理センター」「学生相談室」「入試・広報センター」「ICTセンター」「図書館事務センター」及び総務部（総務課・学長室・IR室）を設置し、適正な人員を配置している。また、法人事務局に企画部（企画・管理担当、広報担当）、財務部（財務・経理担当、施設・固定資産担当）を置き、大学と法人が連携して大学運営に必要な業務を取り扱っている。

職員の採用は、学園が新規事業の立ち上げ等による事業拡大時や職員の退職に伴う後任者の補充が必要な時に、法人事務局企画部が公募要項を学園のホームページ、新聞求人欄、求人情報サイトに掲載するほか、ハローワーク等で公募している。

国際交流や情報化支援、図書館支援、健康に関する支援等、特に専門的な知識・能力が必要とされる部門は、その業務を遂行するための技能や資格を持った人材や業務内容に精通した人材を配置している。

事務組織と教員組織間の連携機関として、教務部教員と教務事務センター職員が構成員となって運営する「教務運営会議」、学生部教員と学生サービスセンター職員が構成員となって運営する「学生支援協議会」、就職部教員とキャリア支援センター職員が構成員となって運営する「就職支援協議会」があり、これらの会議・協議会は毎月定例で開催している。また、「入試・広報センター」「ICTセンター」「グローバル教育推進センター」「図書館事務センター」も教員と職員で構成する会議を定例で開催しており、全学的に教員と職員の連携を図っている。また、事務組織内での意思疎通のため、各センターと総務部との打合せや学園内の意思疎通を図るための事務部課長会を行っている。

事務職員の人事考課は「聖隷学園事務職員人事評価規程」「聖隷学園事務職員昇任・昇格規程」に基づいて行っている。人事評価は、担当業務の自己申告書、個別面接結果、日常業務への取り組み姿勢と実績、知識・業務経験、教育研究への取り組み、人物等に基づき総合的に行っている。評価結果は、勤勉手当、昇給、昇任・昇格等に反映され、併せて人材育成や業務改善にもつながっている。

以上のことから、法人及び大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

学園が企画・実施する事務職員の研修及び大学の各種委員会で企画・実施するスタッフ・ディベロップメントを実施している。事務職員の研修として、建学の精神の理解・向上を目的とした研修、課題別研修、業務別研修を行っており、研修体系が整っている。

具体的には、建学の精神の理解の向上を目的として、毎朝の礼拝を行っているほか、研修としては、「事務職員夏期研修」「キリスト教学校教育同盟事務職員研修会」があり、課題別研修は、教育研究活動を適切に運営するために必要な知識を取得し、資質向上を図ることを目的として、「研究に関するコンプライアンス研修会」「教職員情報セキュリティ講習会」「ハラスメント防止のための研修会」「学生相談研修会」等を実施している。これらの研修は事務職員だけでなく専任教員も参加している。また、業務別研修は、業務上の課題解決のため事務部門が横断的に取り組む研修となっている。2022年度研修テーマは、「聖隷の歴史」「広報」「ハラスメント対応」「施設管理」「防災・安全管理」「ICT化」の6テーマで研修を行っている。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うため、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策は講じられていると判断できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を使用して、毎年6月の「自己点検・評価運営委員会」で点検・評価を実施している。7月の「部長会」で点検・評価結果を確認して、改善方針を決定している。点検・評価の根拠資料等として、総務部IR室が数値データとしてアニュアルレポートや学部・研究科が共通の項目で目標値と目標達成のため設定した「教育研究活動年間計画表（様式2）」及び事業計画の達成度評価等数値を踏まえて点検・評価を行っている。「自己点検・評価運営委員会」の点検・評価の結果、改善が必要と判断

した事項は、毎年2月の「自己点検・評価運営委員会」及び3月の「部長会」で進捗確認を行っている。

内部監査は、「聖隷学園組織規程」に基づき設置している内部監査室で行っている。監査には、業務監査（業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規程等の妥当性に関する監査）、財務監査（予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査）、教学監査（教育研究活動状況に関する監査）の3種類があり、監査計画に基づき定期的に監査を行っている。

法人については、新日本有限責任監査法人公認会計士により監査を実施している。法人役員としての監事は、各部門の年間監査計画に基づき業務監査を定常的に実施し、内部監査室による教学マネジメント監査、公的研究費の監査の報告も受けている。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みも適切に行っているといえる。

（2）財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2016年度に10年先を見据えた長期目標及び5年先の目標に向けた中期計画で構成する「未来創造躍進プラン」を策定しており、中期計画及び当該年度の事業計画の達成度を評価した結果を踏まえて、翌年度の事業計画を作成している。なお、中・長期事業計画の「基盤整備」に関する中期目標・中期計画において、「業務の効率化・合理化とコスト管理を行い、資源の有効活用を促す」ことを掲げ、人件費比率に関する数値目標を示している。

単年度の事業計画の策定にあたっては、大学の中・長期事業計画のほか、2020年度から2027年度までの「聖隷学園中長期経営計画」を前提とし、期間中の事業活動収支計算書及び資金収支計算書をシミュレーションした「聖隷学園中長期財務計画」（以下、「中長期財務計画」という。）を作成している。この「中長期財務計画」においては、2021年度決算に基づき2027年度までの事業計画を組み込んでシミュレーションしており、毎年見直しを行っている。また、執行役員会・理事会において、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額比率等の財務関係比率に関する具体的な目標値を予算編成時に示している。

以上のことから、法人の中長期経営計画及び「中長期財務計画」を策定しており、具体的な数値目標を定めていることから、中・長期の財政計画を適切に策定している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに人件費比率は高く、教育研究経費比率は低くなっている。事業活動収支差額比率は法人全体では一部の年度を除いて平均よりも高く、大学部門では経年的に高くなっている。また、貸借対照表関係比率について、純資産構成比率が同平均よりも低く、総負債比率が同平均を大きく上回る状況となっている。

こうしたことから、「要積立額に対する金融資産の充足率」についても、2019年度に事業計画に基づき自己資金で土地・建物を取得したことにより、同年度に充足率が減少し、その後、充足率は増加傾向にはあるものの、安定して教育研究活動を遂行するための十分な財務基盤を確立しているとはいえない。「中長期財務計画」の収支シミュレーションにおいても、2023年度以降に財務関係比率が目標値を下回る年度があるほか、借入金による資金調達を見込んでいるため、財務基盤の十分な構築に向けて、目標値の達成に向けた更なる取り組みが求められる。

外部資金の獲得に向けて、「研究推進委員会」を組織し、科学研究費補助金の獲得を推進するため、公募に関する説明会や「科学研究費補助金攻略シンポジウム」を隔年で開催しているほか、採択された教員に対するインセンティブを設けるなど、研究活動の支援及び申請促進に取り組んでいる。

以上

聖隷クリストファー大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	聖隷学園寄附行為
	聖隷クリストファー大学学則
	聖隷クリストファー大学大学院学則
	聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関する規則
	聖隷クリストファー大学 2022 年度履修要項（建学の精神と大学の教育理念）
	聖隷クリストファー大学大学院 2022 年度履修要項（大学の概要）
	大学ホームページ 理念とあゆみ
	聖隷クリストファー大学 2023 入学案内
	聖隷クリストファー大学大学院 2023 入学案内
	2022 年度学校法人聖隷学園 新任教職員オリエンテーションプログラム
	2022 年度教職員夏期研修会プログラム
	2022 年度第 2 回全学 FD 研修会企画書
	2022 年度シラバス「聖隷の理念と歴史」
	2022 年度シラバス「キリスト教概論」
	聖隷歴史資料館ホームページ
	聖隷クリストファー大学中長期事業計画「未来創造躍進プラン」
	2021 年度事業計画評価
2022 年度事業計画	
2 内部質保証	聖隷クリストファー大学各種方針
	聖隷クリストファー大学部長会規程
	聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程
	内部質保証年間計画表
	聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程
	内部質保証に関する規程及び各種方針（2023 年 3 月教授会資料）
	2022 年度聖隷クリストファー大学部長会構成員名簿
	2021 年度第 3 回自己点検・評価運営委員会記録
	聖隷クリストファー大学内部質保証体制図
	アニュアルレポート 2021-22
	評価基準の自己点検・評価（様式 1）
	教育研究活動年間計画表（様式 2）
	教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）
	学外者の点検・評価、意見
	2022 年度第 2 回教学 IR 委員会資料
	聖隷クリストファー大学教育課程等の点検・評価及び改定に関するガイドライン
	大学ホームページ 情報の公開
	大学ポータル
	聖隷クリストファー大学教育情報の公表に関する規程
	大学ホームページ 自己点検・評価
大学ホームページ 財務情報	
3 教育研究組織	聖隷学園組織図
	聖隷学園組織規程
	全学教職課程委員会規程

	教職課程の自己点検・評価報告書（2022年度） 看護研修センター2021年度年報
4 教育課程・学習成果	大学ホームページ ディプロマ・ポリシー 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（DP） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（DP） 2018年度第8回大学部長会記録 2022年度第9回大学部長会記録 大学ホームページ カリキュラム・ポリシー 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（CP） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（CP） 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（カリキュラムマップ） 2022年度シラバス作成要領 2021年度春semester・秋semesterGP 平均一覧 2021年度授業評価結果 2021年度秋semesterDP ループブリックによるDP達成度の自己点検・評価について 聖隷クリストファー大学副専攻規程 2022年度シラバス「基礎演習」 2022年度シラバス「キャリアデザイン」 指定規則と科目の対応表 2022年度初年次教育計画表 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（履修モデル） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（教育課程の構成） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（履修方法） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（教育課程表） 論文審査プロセス表 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（履修規程） 2022年度学修時間・行動調査結果 大学ホームページ 履修要項・シラバス 2021年度大学卒業年次生対象満足度調査 2021年度大学在学生満足度調査 2022年度シラバス「地域実践アクティブラーニング」 2022年度シラバス「国際支援アクティブラーニング」 アクティブラーニングの実施状況調査について 2021年度秋semester授業評価結果 2021年度春semester履修者数 新型コロナウイルス感染拡大前後の各種指標の比較 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（論文作成のプロセス） リサーチループブリック 聖隷クリストファー大学2022年度履修要項（成績評価等調査願に関する申し合せ） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（大学院成績評価等調査願に関する申し合せ） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（学位規程） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（修士論文審査基準） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（課題研究論文審査基準） 聖隷クリストファー大学大学院2022年度履修要項・シラバス（博士論文審査基準） 学位（博士）論文審査及び最終試験の実施要領 学位（修士）論文審査及び最終試験の実施要領 学位（課題研究）論文審査及び最終試験の実施要領 アセスメントポリシー アニュアルレポート2021-22「2-8 国家試験合格率」 アニュアルレポート2021-22「5-2 就職・大学院進学状況」 アニュアルレポート2021-22「2021年度卒業生調査・教育に関するアンケート結果分析」 教学インスティテューショナル・リサーチ委員会規程 DPループブリック（看護学研究科・リハビリテーション科学研究科） 2022年度学則変更の検討について 2022年度大学学則変更について

	2021 年度大学院生対象満足度調査	
5 学生の受け入れ	2023 年度学生募集要項	
	2023 年度入試ガイド	
	大学ホームページ アドミッション・ポリシー	
	オープンキャンパス年間計画リーフレット	
	国際保健医療福祉プログラムリーフレット	
	入試・広報センター運営会議規程	
	聖隷クリストファー大学入学者選抜規程	
	聖隷クリストファー大学入試情報公開規程	
	聖隷クリストファー大学入試情報公開規程実施細則	
	2023 年度組織の移行表	
	2020 年度組織の移行表	
	入学者選抜委員会資料 (2022 年度総合型選抜)	
	2022 年度総合型選抜ガイド	
	行事ごとの志願率(2021 年 4 月 21 日リハ学部学生募集に関する情報共有会議資料)	
リハ接触者数(2021 年度第 6 回リハ学部学生募集に関する情報共有会議資料)		
6 教員・教員組織	聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規	
	聖隷クリストファー大学大学院研究指導教員等資格審査基準	
	各種方針の策定について (2020 年 3 月教授会資料)	
	聖隷クリストファー大学教授会規程	
	聖隷クリストファー大学学部運営会議規程	
	聖隷クリストファー大学学科会議規程	
	聖隷クリストファー大学看護学部領域会議規程	
	聖隷クリストファー大学各種委員会に関する規程	
	2022 年度委員会・会議等構成員一覧	
	聖隷クリストファー大学学科長規程	
	聖隷クリストファー大学看護学部領域長規程	
	聖隷クリストファー大学大学院研究科委員会規程	
	聖隷クリストファー大学大学院委員会規程	
	聖隷クリストファー大学大学院教員資格審査のための専門委員会内規	
	聖隷クリストファー大学臨床(地)教授等に関する規程	
	2022 年度臨床教授等称号付与者一覧	
	聖隷学園教職員任用規程	
	聖隷クリストファー大学専任教員採用・昇任に関する規程	
	聖隷クリストファー大学専任教員昇任人事における資格審査細則	
	聖隷クリストファー大学昇任基準(教授・准教授・助教)	
	聖隷クリストファー大学人事委員会規程	
	聖隷クリストファー大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
	アニュアルレポート 2021-22 「2-5 学部 FD 実施状況」	
	アニュアルレポート 2021-22 「2-6 大学院 FD 実施状況」	
	大学ホームページ 教育改善に関する情報	
	聖隷クリストファー大学授業評価実施規程	
	2021 年度全学学生 FD スタッフ会議記録	
	聖隷クリストファー大学学生 FD スタッフ活動規則	
	アニュアルレポート 2021-22 「2-7 ピアレビュー実施状況」	
	聖隷クリストファー大学国内留学規程	
	聖隷クリストファー大学教員人事評価規程	
	7 学生支援	聖隷クリストファー大学アドバイザーに関する規程
		CAMPUS LIFE 「アドバイザーについて」
大学ホームページ オフィスアワー		
学生支援協議会規程		
CAMPUS LIFE 「こんなとき、困ったときの相談はここへ」		
大学ホームページ 学生サービスセンター		
大学ホームページ 在学中の留学生へ		

	<p>聖隷クリストファー大学私費外国人留学生授業料減免規程</p> <p>大学ホームページ CAMPUS LIFE</p> <p>大学ホームページ 就職ガイドブック</p> <p>CAMPUS LIFE 「学習支援について」</p> <p>大学ホームページ 学習支援室</p> <p>CAMPUS LIFE 「経済的支援」</p> <p>大学ホームページ 奨学金等（経済的支援）</p> <p>大学ホームページ 高等教育の修学支援新制度について</p> <p>2023 年度入学ガイド</p> <p>聖隷学園ハラスメント対策・防止規程</p> <p>ハラスメント防止のための教職員に対する指針</p> <p>CAMPUS LIFE 「ハラスメントのないキャンパスを目指して」</p> <p>大学ホームページ ハラスメントに関すること</p> <p>CAMPUS LIFE 「こころとからだの健康について」</p> <p>大学ホームページ 健康管理センター</p> <p>大学ホームページ 学生相談室</p> <p>CAMPUS LIFE 「聖隷クリストファー大学禁煙宣言」</p> <p>大学ホームページ 禁煙宣言</p> <p>大学ホームページ キャリアガイドブック</p> <p>父母等保証人を対象とした満足度調査</p>
8 教育研究等環境	<p>大学ホームページ キャンパスマップ</p> <p>情報化推進委員会規程</p> <p>アニュアルレポート 2021-22 「6-3 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」</p> <p>聖隷クリストファー大学図書館予算配分・予算執行基準</p> <p>図書館資料の選定方針について</p> <p>CAMPUS LIFE 「文献(論文)を探したいとき」</p> <p>聖隷クリストファー大学研究推進委員会規程</p> <p>聖隷クリストファー大学研究費取り扱い規程</p> <p>聖隷クリストファー大学特別研究専念制度に関する規程</p> <p>聖隷クリストファー大学ティーチング・アシスタント規程</p> <p>聖隷クリストファー大学リサーチ・アシスタント規程</p> <p>聖隷学園準職員規則</p> <p>聖隷クリストファー大学における研究活動の行動規範</p> <p>聖隷クリストファー大学における研究活動の不正行為防止に関する規程</p> <p>聖隷クリストファー大学における研究活動の不正調査に関する規程</p> <p>聖隷クリストファー大学における公的研究費の不正防止計画</p> <p>大学ホームページ 公的研究費の管理・運営に係る責任体系について</p> <p>研究費ガイドブック</p> <p>聖隷クリストファー大学倫理委員会規程</p> <p>聖隷クリストファー大学倫理審査申請ガイド</p> <p>聖隷クリストファー大学図書館ホームページ</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>聖隷クリストファー大学地域連携推進センター運営会議規程</p> <p>大学ホームページ 地域連携事業費</p> <p>2020 年度第 3 回地域連携推進センター運営会議記録</p> <p>大学ホームページ 公開講座</p> <p>大学ホームページ 講師・委員等の派遣について</p> <p>浜松市と聖隷クリストファー大学との包括連携に関する協定書</p> <p>大学ホームページ 浜松市と大学との連携事業～大学生による講座</p> <p>2021 年度地域連携推進センター受付(地域貢献活動の届出)一覧</p> <p>地域連携推進センター年報</p> <p>グローバル教育推進センター運営会議規程</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>聖隷クリストファー大学学長候補者選考規程</p> <p>役職者の役割</p> <p>聖隷クリストファー大学学部長選考規程</p>

	聖隷クリストファー大学大学院研究科長選考規程
	聖隷クリストファー大学教務部長選考規程
	聖隷クリストファー大学学生部長選考規程
	聖隷クリストファー大学就職部長選考規程
	聖隷クリストファー大学図書館長選考規程
	学校法人聖隷学園規程集
	学校法人聖隷学園業務管理規程
	学校法人聖隷学園寄附行為施行細則
	学校法人聖隷学園執行役員及び執行役員会規程
	学校法人聖隷学園危機管理規程
	危機管理マニュアル
	学校法人聖隷学園地震防災対策マニュアル
	聖隷学園経理規程
	聖隷学園事務部課長会規程
	聖隷学園事務職員人事評価規程
	聖隷学園事務職員昇任・昇格規程
	聖隷学園事務職員研修体系図
	2022 年度に実施した SD 研修等の参加状況
	学校法人聖隷学園内部監査規程
	聖隷学園ホームページ 決算・財務状況の経年比較
	聖隷学園ホームページ 学園の組織
10 大学運営・財務 (2) 財務	聖隷学園中・長期経営計画
	聖隷学園中・長期財務計画
	聖隷学園ホームページ 過去の財務資料
	5 ヶ年連続財務計算書類 (様式 7-1)
その他	2022 年度学年暦
	聖隷クリストファー大学大学院 2022 年度履修要項・シラバス (論文スケジュール)
	学生の履修登録状況 (過去 3 年間) (202303)
	大学基礎データ 20230501 (専任教員数)
	アニュアルレポート 2021-22 「2-5 学部 FD 活動状況」参加率追加
	アニュアルレポート 2021-22 「2-6 大学院 FD 活動状況」参加率追加
	H29(2017)決算書
	H30(2018)決算書
	R 元(2019)決算書
	R2(2020)決算書
	R3(2021)決算書
	R4(2022)決算書
	H29(2017)監査法人_監査報告書
	H29(2017)監事_監査報告書
	H30(2018)監査法人_監査報告書
	H30(2018)監事_監査報告書
	R 元(2019)監査法人_監査報告書
	R 元(2019)監事_監査報告書
	R2(2020)監査法人_監査報告書
	R2(2020)監事_監査報告書
	R3(2021)監査法人_監査報告書
	R3(2021)監事_監査報告書
	R4(2022)監査法人_監査報告書
	R4(2022)監事_監査報告書

聖隷クリストファー大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則(修正版)
	中期・短期計画一覧(2019年度～2023年度)
2 内部質保証	評価基準に基づく自己点検・評価(様式1)(2023年6月27日自己点検・評価運営委員会資料)
	評価基準に基づく自己点検・評価(様式1)において改善が必要とされた事項と対応について(2023年7月11日部長会資料)
	教育研究活動年間計画表(様式2)(2021年7月13日部長会資料)
	教育研究活動年間計画表(様式2)(2022年3月8日部長会資料)
	2022年度卒業生の国家試験結果
	教員活動目標管理シート
	ティーチングポートフォリオ入力要領
	2018年5月29日自己点検・評価運営委員会記録
	2018年6月12日部長会次第
	2018年7月31日自己点検・評価運営委員会記録
	DP(再)策定の基本方針(案)(2018年7月31日自己点検・評価運営委員会資料)
	2018年9月25日自己点検・評価運営委員会記録
	2018年11月13日部長会記録
	2018年12月11日部長会記録
	卒業生の就職率(過去5年分)
	卒業生対象の満足度調査結果(過去3年分)
	卒業生調査・大学の教育に関するアンケート結果(過去3年分)
	国家試験の合格状況(過去3年分)
	聖隷学園ホームページ 2022年度事業報告書
	2022年1月18日教学IR委員会記録
	2021年度春 semester 授業科目におけるアクティブラーニングの実施状況による授業評価とGPAの比較(2022年1月18日教学IR委員会資料)
	2023年2月8日教学IR委員会記録
	出身高等学校と本学における成績の比較(2023年2月8日教学IR委員会資料)
	初年次計画の見直しについて
	評価基準に基づく自己点検・評価(様式1)(2019年6月25日自己点検・評価運営委員会資料)
	2019年7月9日部長会記録
	2019年10月29日自己点検・評価運営委員会記録
	2020年3月10日部長会記録
	評価基準に基づく自己点検・評価(様式1)(2022年6月28日自己点検・評価運営委員会資料)
	2022年7月12日部長会記録
	2023年1月10日部長会記録
3 教育研究組織	2022年7月12日部長会記録
	2022年12月13日部長会記録
4 教育課程・学習成果	聖隷クリストファー大学大学院 2023年度履修要項
	2021年度大学院履修要項・シラバスの作成スケジュールについて(2020年12月2日研究科委員会資料)
	2021年度大学院シラバス記入要領
	聖隷クリストファー大学 2022年度履修要項(GPA制度)
	聖隷クリストファー大学 2022年度履修要項(既修得単位の認定)
	大学ホームページ 単位認定
	大学院オリエンテーション資料
	修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)とリサーチ・ルーブリック達成度の自己点検・評価
	リサーチルーブリックを活用した研究活動への自立した取り組み

5 学生の受け入れ	入学者の追跡調査(2022年6月30日看護学部入学者選抜委員会資料)
	2023年度入学者選抜試験 運営組織について(2022年5月10日部長会資料)
	入学者の追跡調査(2019年6月12日リハビリテーション学部入学者選抜委員会資料)
	リハビリテーション学部2021年度入試要項(2020年5月13日リハビリテーション学部入学者選抜委員会資料)
	看護学部2024年度入試要項(2023年3月7日看護学部入学者選抜委員会資料)
	看護学部入試結果(2022年4月19日看護学部入学者選抜委員会資料)
	出題ミスについて(2022年2月10日看護学部入学者選抜委員会資料)
	学則の変更について(2019年3月6日部長会資料)
	学則の変更について(2022年3月8日部長会資料)
	2019年度社会福祉学部事業計画評価(2020年3月10日部長会資料)
	2022年度社会福祉学部事業計画評価(2023年3月14日部長会資料)
	6 教員・教員組織
専任教員資格審査報告書	
専任教員採用二次面接報告書	
教員昇任審査スケジュール	
2022年度全学FD研修会報告	
2022年度第2回看護学部FD研修会アンケート集計結果(速報)	
7月20日第1回学部FD研修会(アンケート結果)	
聖隷国際研究コンファレンス	
2023年度共同研究費募集要領	
2023年度地域連携事業費の募集について	
2023年度合同研究発表会	
2021年6月全学FD研修会アンケートまとめ	
2022年度ピアレビュー実施一覧	
本学園における人事評価の見直しについて	
教員活動自己申告書	
国内留学制度の過去5年の主な留学先	
2022年7月12日部長会記録	
2023年2月14日部長会記録	
2023年4月11日部長会記録	
7 学生支援	
	大学ホームページ 学内施設の使用状況
	大学図書館ホームページ ラーニングコモンズ・グループ学習室
	大学ホームページ 2501 グループ学習教室について
	2023年度図書フェア・セミナー
	大学ホームページ 学認対応電子ジャーナル
	2023年5月24日学生支援協議会資料
	聖隷クリストファー大学ボランティアセンターに関する規程の制定について(2023年7月26日学生支援協議会資料)
	2023年9月12日部長会記録
	2022年度卒業年次生満足度調査結果(抜粋)
	2022年度在学生満足度調査結果(抜粋)
	評価基準に基づく自己点検・評価(様式1)(2022年2月22日自己点検・評価運営委員会資料)
	学生支援協議会2021年度～2023年度事業計画
	2021年度リーダー研修会
	2022年度リーダー研修会
	2023年度リーダー研修会
	2022年度スポーツ大会
	2023年度スポーツ大会
	2022年度「聖灯祭」の開催について
	2022年度聖灯祭プログラム
8 教育研究等環境	2022年度事業計画評価(情報化部門)
	2022年度大学・大学院・専門学校満足度調査結果(速報)

	2022年度学生満足度調査の結果と対応について(掲示)
	2021年度学生満足度調査の結果と対応について(掲示)
	CAMPUS LIFE 学生生活の手引き 情報倫理
	コンピュータ活用、情報社会の生活(2023年度基礎演習 I)
	臨地実習における情報モラルガイド
	学校法人聖隷学園情報セキュリティ基本方針
	聖隷学園情報セキュリティに関する規程
	図書館サポーターの掲示
	図書館サポーターリスト
	図書館サポーター活動状況
	CAMPUS LIFE 学生生活の手引き 図書館サポーター
	特別研究専念制度適用候補者の審査結果について(2009年9月8日部長会資料)
	2009年9月18日執行役員会議事録
	連携病院・施設等における教育・研究・臨床 研修制度について(内規)
	2022年度準教員・TA採用実績
	研究費の使用等に関するコンプライアンス研修会資料
	研究倫理に関する研修会資料
	2023年3月14日部長会記録
	2020年度教育改革推進経費の配分について
	静かエリアでのパソコン使用の回答
	静かエリアでのパソコン使用の賛否アンケート
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2020年度全学学生FDスタッフ会議記録
	2021年度春semester授業評価結果
	2022年度全学学生FDスタッフ会議記録
10 大学運営・財務 (2) 財務	2022年度事業報告書抜粋
	中長期財務計画部門別収支(2023年1月26日理事会資料)
	日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標による分析
その他	学長プレゼン資料
	自己点検・評価運営委員会から理事会報告に関する資料、理事会の議事録
	部長会・自己点検・評価運営委員会の役割を示す資料、点検・評価・改善・向上の流れが分かるもの
	3つの方針の点検・評価(様式3)の詳細が分かる議事録等
	科目レベル、課程レベルの改善が分かる資料
	FDプログラム決定のプロセスが分かる資料
	DP・CPの対応関係が分かる資料
	授業方法、成績、単位認定等について全学内部質保証推進組織(部長会)の支援内容
	入試結果の検証内容が分かる資料(学部・研究科)
	学習成果の把握方法が分かるもの(学部・研究科)
	地域連携事業費の成果、実績
	浜松市との連携事業のプログラムを決定するプロセスが分かる資料、成果が分かるもの、効果検証内容が分かるもの、企画決定の会議録
	地域実践AL、国際支援ALの科目開設に至った経緯が分かる資料
	面接の評価表
	ティーチングポートフォリオの前のプログラム・科目の改善
	学習成果の可視化としての成績が分かるもの

聖隷クリストファー大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
2 内部質保証	2023年1月10日部長会次第
	2023年1月10日部長会資料 p15-p35
	2023年7月11日部長会次第
	2023年7月11日部長会記録